

平成21年3月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....
1. 開議 平成21年2月27日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜田 秀雄
2番 林 修三
3番 山口 孝弘
4番 小高 良則
5番 湯浅 祐徳
6番 川上 雄次
7番 中田 眞司
8番 古場 正春
9番 林 政男
10番 新宅 雅子
12番 鯨井 眞佐子
13番 北村 新司
14番 古川 宏史
15番 山本 義一
16番 京増 藤江
17番 右山 正美
18番 小澤 定明
19番 京増 良男
20番 丸山 わき子
21番 加藤 弘
22番 山本 邦男

.....
1. 欠席議員は次のとおり

11番 横田 義和

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

| | | |
|---|-------|--------|
| 市 | 長 | 長谷川 健一 |
| 副 | 市長 | 高橋 一夫 |
| 教 | 育長 | 齊藤 勝 |
| 総 | 務部長 | 山本 重徳 |
| 市 | 民部長 | 小倉 裕 |
| 経 | 済環境部長 | 森井 辰夫 |

| | |
|-------------|-------|
| 建設部長 | 並木敏 |
| 会計管理者 | 伊藤はつ子 |
| 教育委員会教育次長 | 尾高幸子 |
| 農業委員会事務局長 | 藤崎康雄 |
| 監査委員事務局長 | 江澤弘次 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 加藤多久美 |
| 財政課長 | 長谷川淳一 |
| 水道課長 | 醍醐文一 |
| 国保年金課長 | 石毛勝 |
| 介護保険課長 | 醍醐真人 |
| 下水道課長 | 吉田一郎 |
| 学校給食センター所長 | 石井勲 |
| 総務課長 | 加藤多久美 |
| 厚生課長 | 藏村隆雄 |
| 農政課長 | 浅羽芳明 |
| 道路河川課長 | 勝股利夫 |
| 庶務課長 | 河野政弘 |

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 今井誠治 |
| 主査 | 水村幸男 |
| 主任主事 | 栗原孝治 |
| 主事 | 大塚真紀 |

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成21年2月27日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（山本邦男君）

ただいまの出席議員は21名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届け出が、横田義和議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、誠和会、山本義一議員の個人質問を許します。

○山本義一君

おはようございます。誠和会の山本義一でございます。

今3月議会で登壇の機会をいただきました会派の皆様に厚く御礼を申し上げます。

私は、市民皆様とともに考え、魅力ある、元気な八街市であるように努めてまいりますので、長谷川市長におかれましても、強いリーダーシップのもと、さらなる発展に、ご尽力をお願いいたします。

それでは、通告順に質問しますので明解なる答弁をお願いします。

質問事項1. 元気で活力ある八街市へ。

質問要旨（1）経済対策についてお伺いいたします。

「百年に一度」と言われるような厳しい経済状況下において、生活支援及び消費刺激策として、全ての家庭に支援が行き届く定額給付金の支給は必要であります。総額2兆円は、GDPの0.4パーセントに相当するもので、消費が活発になれば、GDPを0.2パーセント引き上げる効果が見込まれると言われていることから、内需拡大にもなります。

そのようなことから、経済を元気にし、景気低迷を吹き飛ばすためにも期待をしているところであります。特に、定額給付金の支給には、市議会での補正予算の成立が必要なことから、本市においても議会初日に全会一致で議決されたところであります。

支給までに、給付リストの作成や申請書の印刷、発送などの作業が必要で、年度内の支給開始は難しい状況にあるものと思われませんが、一日も早く支給ができるよう取り組みをお願いいたします。

さて、定額給付金の活用として、プレミアム付き商品券の発行を計画している自治体もある

ようです。商工会議所と連携して、1万円で1万1千500円分の買い物ができる15パーセントプレミア商品券の発行を決定しているところもあるようであります。

そこで、質問の①は、定額給付金の支給に伴い、本市でもプレミア商品券を経済対策としての考えはないかお伺いいたします。

次に、質問要旨（2）商業振興についてお伺いします。

次世代を担う若者は、無限の可能性を秘めた、かけがえのない存在です。新しい発想と若者らしいチャレンジスピリットがみなぎっております。その力が八街市の活力に活性化になるものではないでしょうか。賑わい、活気に満ちあふれる八街ふれあい夏まつり、産業まつりなどには大勢の市民の皆さんが集まり、盛大に開催されております。これだけ人が集まるので、毎月1回継続して、さまざまな思考を凝らしたイベントでもいいですから、開催を考えてはどうでしょうか。

また、商店街市道をカラー舗装や絵を描くなど雰囲気づくりをしてはどうでしょうか。

そこで、質問要旨の①は、空き店舗を家賃補助など支援をし、高校生や大学生に貸し出し、営業してもらってはどうかお伺いいたします。

質問の②は商店街皆さんと協働で月に1回のイベントの開催や商店街のイメージづくりを考えてはどうかお伺いいたします。

質問要旨（3）市有地の有効利用についてお伺いします。

J Aいんば農協の機能再編により、川上支所が統廃合され、廃止になりました。川上支所は地区の農業の経営と技術の向上、農業資材の購入や金融など、地域に多大なる貢献をしてきました。支所機能の再編は、小売店などとの競争が激化する中、将来的に経営の健全化を図ることだと思います。川上支所の取り壊しも、出荷場を残して終わりました。跡地については市の所有地であります。

そこで質問の①は、J Aいんば農協川上支所の跡地利用は、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、質問事項2. 安心できる八街市に。

質問要旨（1）八街警察署の設置について、お伺いいたします。

全国的な治安の悪化に対応するため、警察官の増員や空き交番対策として交番相談員等の非常勤職員の増員にも努めているところでもありますが、犯罪を抑止するための対策として、警察官による街頭活動の強化、青色回転灯を装着した自主防犯パトロールの実施や防犯カメラの設置などありますが、やはり一番は警察署の設置が犯罪抑止になると思います。

八街駅前でも街頭犯罪が起きました。駅前交番の設置も急がねばなりません。

そこで、質問の①は八街幹部交番を八街警察署に格上げできないか、お伺いいたします。

質問の②は、新たな考えの中で八街警察署の設置はできないのかお伺いいたします。

質問要旨（2）介護保険制度についてお伺いします。

介護の必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化も進んでまいりました。また、働く女性も増えるなど、家族だけで介護することは、大変難しくなってきました。高齢化

が進む中で、被保険者数も増え、保険料の引き上げが、やむなくされてきました。平成18年4月には、介護予防を重視した新たな取り組みが始まりました。

そこで、質問の①は、高齢化が進む中で介護保険料の見直しはあるのか。どのように見直されたのかお伺いいたします。

質問の②は、それぞれの要介護認定者数をお伺いします。

質問の③は、今後の高齢化率の推移をお伺いいたします。

次に、質問事項3. 緑豊かな八街市に。

質問要旨(1) 市民の憩いの場所について、お伺いいたします。

本市の緑豊かな環境は心が和む、市民の憩いの場や子どもたちの環境教育、子どもたちの遊びの場となるものと思います。

そこで質問は、貴重な自然を活かし、憩いの場となる里山整備をしてはどうか。また、充実した支援策はないか、お伺いいたします。

質問事項4. 未来の八街市に。

質問要旨(1) 教育施設整備問題についてお伺いいたします。

急激な人口増加により、児童・生徒が増加して、教室不足が生じました。教育施設のインフラ整備が間に合わず、仕方なくプレハブ校舎での授業となりました。プレハブ教室の老朽化が進み、外壁などは、さびが出てまいりました。

今回、21年度の当初予算には、交進小学校の仮設校舎の改修費が計上され、大変うれしく思っております。このことを、今後、順次、改修や解消ができるように計画をお願いいたします。

さて、南中学校にはプレハブの教室が6教室あります。3年生6クラスが学んでおります。大変、老朽化が進んでおりますので、そこで質問の①は、八街南中学校のプレハブ教室の改修はいかがか、お伺いいたします。

次に、質問要旨(2) 食育についてお伺いします。

食育基本法は、平成17年に施行され、特に子どもたちに対する食育について「心身の成長及び人格の形成に大きく影響を及ぼしていく、基礎となるもの」としています。また、学校給食法は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資し」と学校生活を豊かにし、健康の増進を図ることとしており、給食の時間も大切な教育の時間でもあります。給食の時間は45分ぐらいあるわけですが、準備や配ぜん、また、後片づけに時間を要し、実際に食べる時間が15分から20分ぐらいと、おいしく、楽しく食べるには、非常に少ない時間のように思われます。

そこで、質問要旨の①は、給食の時間を有効に使えないか、お伺いいたします。

質問要旨の②は、小麦粉で作られていたパンなどを米粉を使用して、新たな食感を持った新製品ができることで、米の消費拡大による食料自給率の向上にもつながることから、米粉を使った給食にできないかお伺いします。

質問要旨(3) スポーツプラザの駐車場についてお伺いします。

スポーツプラザは、スポーツの中核施設として広く市民に利用されています。体育祭や各種スポーツの大会が開催されております。また、夜間照明の設置など、施設設備の充実を行っていただいているところであります。しかしながら、体育施設の規模的な大きさの割には駐車場が少ないように感じられます。大きな大会になりますと、駐車できずに、路上駐車や近くのコンビニに駐車して、迷惑をかけているというようなことがあるようにお聞きしております。

そこで質問は、スポーツプラザに隣接しているクリーンセンターの最終処分場の一部をスポーツプラザの駐車場にできないのか、お伺いいたします。

質問要旨（４）次世代懇談会についてお伺いします。

高校生や大学生が普段考えていることや八街への思いなどを把握して、高校生、大学生の奇抜、斬新なアイデア、意欲や元気を八街市の活性化に結びつける機会を設け、若いエネルギーを活かす方策を検討してはどうでしょうか。

そこで質問は、市内在住の中学校・高等学校・大学の生徒と意見交換会を開催してはどうかお伺いします。

以上で登壇しての質問は終わります。明解なるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○市長（長谷川健一君）

誠和会、山本義一議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項１．元気で活力ある八街市へについて答弁いたします。

（１）①ですが、定額給付金の給付にあわせた取り組みで、プレミアム商品券等の発行を予定している幾つかの地域がありますが、本市では、八街サービス会において商店街の活性化を図るため、昭和５７年から商品券の発行をしておりましたが、現在は、諸般の事情により、商品券の発行がされておらず、市内の商店で使用できる商品券がありません。

このようなことから、新たにプレミアム商品券の発行については考えておりませんが、現在、各商店会及び八街商工会議所とともに、消費拡大に向けた取り組みについて検討しているところであります。

次に、（２）①ですが、現在も空き店舗の活用事業として、八街駅南口商店街振興組合において設置した「ギャラリー悠々」に対し、家賃の一部を助成しているところであります。

この施設は、八街駅南口の空き店舗を利用し、市民の交流の場・憩いの場として運営しており、利用料は無料で、だれでも利用できます。施設内では書道の展覧会をはじめ、各種の発表の場として活用しており、夏まつりでは落語会を開くなど、多くの市民に喜ばれております。

このほか、空き店舗を活用した事業について関係者と協議しているところではございますが、ご質問のような要望等がございましたら、検討してまいりたいと考えております。

次に（２）②ですが、イベントにつきましては、ふれあい夏まつりや産業まつりなど、年１回開催をしておりますが、定期的なイベントにつきましては、以前、八街商工会議所において、北口で行うイベントについて、さまざまな話し合いが行われましたが、諸事情により

実現しなかった経緯がありました。

定期的なイベントを開催するに当たっては、商店街の皆さんが中心となって行わなければ成功はしないと考えておりますので、今後、実現可能な計画がございましたら、商店街のイメージづくりと併せて協力してまいりたいと考えております。

次に（３）①ですが、JAいんば川上支所の跡地利用については、現在、事務所部分は取り壊され、事務所側の倉庫については、起債償還期間が、まだ残っているため、当面、事務所の建っていた部分を含め、来年度以降も借地したいとの申し出がありましたので、JAいんばと協議を進めております。

なお、旧川上駐在所隣接の倉庫については、既に取り壊され、更地となっており、平成21年3月31日をもって返却されることとなっております。

今後の跡地利用については、借地されている部分が返却された時点で、売却も含め検討していきたいと考えております。

次に、質問事項2. 安心できる八街市にの（１）の①と②は関連しておりますので、一括して答弁をいたします。

現在、安心できる八街市を目指して、犯罪抑止対策として、防災行政無線や広報紙を活用した啓発活動をはじめ、防犯ボランティア団体の皆様や市の青パト車による監視活動を実施するとともに、警察の警ら活動に重点を置いた犯罪防止活動の強化を図っているところでございますが、JR八街駅周辺の状況は、依然として自転車盗や公共施設の破損などが発生しており、これらの犯罪を減少させるためには、駅前交番の設置が重要であり、市民の皆さんも望んでいるところでございます。

また、市民生活の安全を確保するためには、警察力の強化以外の方法は考えられないことから、警察署を設置していただけるよう、県警本部に要望しているところでございますが、県警本部の考えは、各警察署の治安情勢や人口・世帯数等の総合的な検討及び警察官の増員問題も関係してくるため、設置には難色を示しております。

本市の治安が悪化しないよう、警察力の強化を図るため、一日も早くこれらの要望に応えていただけるよう、今後も引き続き、要望してまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、第4期の介護保険事業計画におきましては、高齢化の進展に伴う要支援・要介護認定者の増加、必要とされる施設の整備、介護サービス利用の増加、平成21年4月の介護報酬の改定等による影響を考慮し、介護給付費全体の増加が見込まれることから介護保険料を引き上げざるを得ない状況であります。

介護保険料の引き上げ幅につきましては、基準月額で187円、率にして約5パーセントと推計しております。

また、平成17年度の税制改正による影響で、保険料段階が上昇した被保険者への対応として、現行の第4段階を課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方と、それ以外の方に区分するとともに、現行の第5段階を合計所得金額が125万円未満の方を第5段階、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方を第6段階とし、保険料段階を現

行の6段階から、7段階に変更するなど、よりきめ細やかな保険料段階を設定するものであります。

次に②ですが、平成20年10月1日現在の要支援・要介護認定者数につきましては、要支援1が212人、要支援2が256人、要介護1が364人、要介護2が257人、要介護3が281人、要介護4が220人、要介護5が209人、合計1千799人で、認定者数の第1号被保険者数に占める割合、いわゆる認定率につきましては、13.5パーセントでございます。

また、第4期介護保険事業計画における平成21年度以降の推計値を申し上げますと、平成21年10月1日現在の推計値は、要支援1が222人、要支援2が269人、要介護1が382人、要介護2が265人、要介護3が295人、要介護4が230人、要介護5が220人、合計1千883人で、認定率は13.5パーセントと見込んでおり、計画の最終年度に当たる平成23年10月1日現在の推計値は、要支援1が242人、要支援2が291人、要介護1が413人、要介護2が290人、要介護3が325人、要介護4が252人、要介護5が243人、合計2千56人で、認定率は14.0パーセントと見込んでいるところでございます。

次に、③ですが、人口の伸びが鈍化し、社会増も見込めない現状と市民の年齢構成から推計いたしますと、年々高齢化が進むことは避けられない状況であると考えております。

今後の高齢化率につきまして、第4期介護保険事業計画における推計値を申し上げますと、平成21年10月1日現在、65歳以上人口1万3千933人、高齢化率17.9パーセント、平成22年10月1日現在、65歳以上人口1万4千328人、高齢化率18.3パーセント、平成23年10月1日現在、65歳以上人口1万4千697人、高齢化率18.6パーセント、平成26年10月1日現在、65歳以上人口1万7千455人、高齢化率21.5パーセントと見込んでいるところでございます。

次に、質問事項3. 緑豊かな八街市について答弁をいたします。

(1) ①ですが、近年、生活様式や農業生産などの変化により、里山と人との関わりが薄れ、そのよさが失われつつあります。これを取り戻すため、県では「千葉県里山の保全整備及び活用の促進に関する条例」に基づき、各種団体の里山活動に対して支援をしております。

具体的に申し上げますと、里山活動を行う団体と、その活動を行う区域を提供する土地所有者が、里山活動協定を締結し、県知事の認定を受けると、里山保全整備活用事業補助金の交付対象団体となることができます。

本市におきましては、NPO団体やボランティア団体などの3団体が、この補助金を活用し、活動を行っております。

市内における、里山活動の例を申し上げますと、昨年では、里山フェスティバルや小谷流地区において里山整備が行われております。

また、昨年、沖地区では、遊休農地活用事業の1つであります遊休農地リフレッシュ活用支援事業を活用しまして、遊休農地にコスモスを植え、遊休農地の解消を推進しております。

開花時期に開催したコスモス祭りには、私ども参加させていただきましたが、市内外の方が多数訪れ、盛況でございました。

市といたしましては、里山保全活動は遊休農地解消対策としても有効な施策の1つであると認識しておりますので、引き続き、市民・ボランティア団体等との協働により、里山整備等の活動が進められるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、質問事項4. 未来の八街市にの(1)から(3)までにつきましては、後ほど教育長から答弁をさせます。

次に、(4)ですが、現在、中学生や高校生の意見を伺う場としましては、毎年開催されている子ども模擬議会がありますが、以前、市の総合計画2005の策定に当たり、ヤングフォーラムやちまたと称しまして、学校長の推薦を受けた市内4中学校と八街高校及び千葉黎明高校の生徒24名の皆さんと、私をはじめ、市執行部とが直接対話方式により、意見交換を行ったことがあります。そこで20年先の八街を夢と希望にあふれる豊かな街にするため、未来の八街を担う中学生、高校生を対象に、市の強み、将来像などについてのさまざまな意見、希望を聞かせていただいております。

このような懇談会は、計画策定などの機会に開催しているところですが、このほか、市政懇談会につきましては、各地域や地区などからの要望があれば、その都度、私はその地区に出向いて懇談会に出席しているということもありますので、同様にそれぞれの中学校や高等学校で意見交換会等の計画がございましたら、出席の要請をいただきたいと思いますと考えております。

なお、今、八街市では、成人式は実行委員会で開催をしております。その実行委員会との八街の市の将来についての懇談会も開催をしております。

次に質問事項4「未来の八街市に」の(1)から(3)までについては、後ほど教育長から答弁させます。

○議長（山本邦男君）

会議中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時40分)

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項4. 未来の八街市について答弁いたします。

(1) ①についてですが、八街南中学校のプレハブ校舎につきましては、平成6年から8年にかけて建築したもので、現在6教室を使用しておりますが、10年以上が経過しており、各所に老朽化が進んでいる部分もあるため、随時、補修等により、対応しているところでございます。

プレハブ校舎につきましては、児童・生徒の急増に対応するため、緊急に建築した校舎で

ありますが、その後、児童・生徒は減少しているものの、学級編成の弾力化などによる必要性もあり、現在に至っております。

市内小中学校のプレハブ教室は、現在小学校で37教室、中学校で10教室あり、このうち普通教室として使用されているものが、小学校で29教室、中学校で6教室あり、その他はT T教室や会議室、笹引小学校では、児童クラブなどに活用されております。

なお、平成21年度で、交進小学校のプレハブ校舎の建て替えを計画しており、引き続き八街南中学校を含め、老朽度や児童・生徒数の推移を勘案し、対応してまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、市内各小中学校においては、給食の時間として、40分から50分を確保し、給食指導を行っております。給食の時間の後は、20分から30分の昼休みが設けられており、児童・生徒は給食後のひとときを思い思いに過ごすことができます。

給食の時間の中には、準備や後片づけの時間も含まれており、学級担任の指導のもと、児童・生徒は協力して、効率よく準備や後片づけに取り組み、食事の時間が確保されております。

食事中は、楽しく味わいながら食事をとるとともに、学校給食センターから配付される食材や献立等を紹介する便りをもとに、時には食事のマナー、時には食材や栄養のバランスについての知識を学び、また時には郷土食や行事食を味わいながら、地域への理解や郷土への愛着の心をはぐくむなど、生きた食育指導の場ともなっております。

今後も、食育基本法の理念に沿って、給食の時間を一層充実させてまいりたいと存じます。

(2)②ですが、米粉を給食に利用できないかにつきましては、米粉パンを給食に提供するために、パン製造者において試行錯誤の結果、昨年12月に米粉を使用したパンの製造が可能となりました。このことから、給食センターでも、今後、小麦パンと同様に、米粉パンを3月より給食に配食する予定です。

なお、米粉を使用した加工品につきましても、可能な限り利用し、消費拡大につなげていきたいと考えます。

次に、(3)①ですが、市ではスポーツプラザを会場として市民体育祭、ピーナッツ駅伝大会、スポーツ少年団マラソン大会などの大きな大会にあたり、多くの市民の皆様にお集まりいただき、盛大に開催しているところでございます。

大会開催にあたっての駐車場対策として、選手送迎バスの運行をはじめ、スポーツプラザ緑地及びインターロッキングの利用並びにクリーンセンター敷地の借用などで対応しているところですが、個人での自家用車による来場が多く、駐車場確保に苦慮しているところでございます。

ご質問のクリーンセンター最終処分場の埋立終了部分の活用につきましては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づき、埋立が、全て終了してからでなければ跡地利用につきましては不可能であるとのことであります。

したがって、大会にあたりまして、参加者はできるだけ乗り合わせによる来場につい

てご協力をお願いしたいと考えております。

○山本義一君

ご答弁ありがとうございます。また、山本邦男議長におかれましては、ご配慮いただきましてありがとうございます。

今日は、一般質問の大変大事な時間だと認識しながら、体調管理が不十分だったということで、誠に皆様にはご迷惑をおかけします。また、ちょっと風邪なんですけれども、お聞き苦しい点をご容赦いただきたいと思います。ちなみに風邪薬は飲んでできませんでした。

それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、定額給付金の1番目の経済対策についてですけれども、今、現時点では市としては考えていないということでありましたけれども、このことについて、商工会議所とか、また、商店街の皆様と協議したとか、そういう経緯はございませんでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

先般、会議所におきまして、駅周辺の5商店街の方々、それから南口商工振興組合、それからサービス会の方々と協議をいたしております。

この協議の趣旨といたしましては、市におきまして、プレミアム商品券の発行はしないということでありますけれども、定額給付金、支給をされた後、市民の方々が少しでも地元商店街で買い物をしていただきたいということで、その方策について考えてみましょうという投げかけをいたしております。

その結果、いろんな意見が出ておったわけでございますが、その1点をちょっとご紹介いたしますと、一つには予算がないので、取り組みは難しいのではないかという意見のほか、今までセール等を実施したことがないので、商店街がまとまってやれば効果はあると思う、やってみようではないかという意見も出ておきまして、最終的には市内全店でセールを行い、広告宣伝しようという方向で進んでおります。

次の会議を開催するわけですが、詳細等につきましては、次の会議までに各商店街に持ち帰りまして、いろんな面で検討をするということで、先般の会議は終わっております。いずれにいたしましても、前向きに検討しておるといような状況でございます。

○山本義一君

5つの商店街の方々と、そういった協議をされたということでもあります。やってみようじゃないかというような意見もあったということで、非常に前向きでいいのかなと思っています。

昨日も給付金の話が出ていましたけれども、本市に給付金がおりてくるのが、11億5千万円くらいありますので、非常に大きな金額ですので、ぜひとも地元で使っていただきたいというのは当然だれしも思うことであると思っておりますけれども、11億円が100パーセント地元へ落ちれば、それは越したことはないんですけれども、そういうことは難しいと思えますから、たとえ20パーセントでも、30パーセントでも地元の商店街で買っていただければ、非常に大きな金額になるわけですね。2億円、3億円、4億円というような金額にな

ってきますので、ぜひとも、そういった検討は必要だと思います。何らかのそういうセールでもいいですから、地元で使っていただければ、それだけ経済効果があるのかなと認識していますので、今後、また協議を重ねる中で、なるべく前向きな検討をしていただき、なるべく地元がよくなるようにしていただければいいなと思っております。よろしく申し上げます。

次に、商業振興の中の1番につきましては、実はこれは大変難しいような問題でもありませんし、また、山口議員もこれは非常に認識をしておいて、後で詳しく質問するようですので、山口議員にこれは任せたいと思います。

あと、イベントの開催、これは先ほども質問しましたがけれども、夏まつりとか、産業まつりには、市内の市民の方々が2万人近くぐらい集まっている、人出があるように聞いています。本当ににぎやかで、どこにこれだけ人がいるんだろうと思うくらい集まってきております。そういったこともありますので、月1回、何かそういうイベントが開催できれば、賑わいのある八街が、また創出できるのかなと思ってお聞きさせていただきました。

これにつきましては、いろいろ経緯があって、前にも検討されたようでもありますけれども、また、今後とも、そういった検討がなされればいいのかと。そういうことで、また、今後ともよろしくご検討をお願いしたいと思います。

次は、八街警察署について、何点かお聞きしたいのですが、八街駅前交番が昨年4月に移転しまして、そのときに八街警察署に格上げできれば非常によかったですけれども、なかなか警察の組織の方の見直しも、できませんでしたのか、幹部交番ということで移転しました。警察官の増員もされているようでもあります。今回も議会で、発議案で八街駅前交番の早期設置に関する意見書を全会一致で可決しておりますので、当然、八街駅前交番を早期に設置しなくちゃいけないというのは、すごく認識があるんですけども、この八街警察署という名前の変更、これは非常に難しいことなんでしょうか。何かいろいろ、簡単にはできないんでしょうか。その辺をちょっとわかる範囲でご答弁いただければと思います。お願いします。

○市長（長谷川健一君）

まず、警察署については、もう八街幹部交番の移転の前から、移転を契機に警察署にしていきたい、昇格をしていただきたいというような陳情を県警本部、そしてまた千葉県、今、知事がいませんので、白戸副知事にも陳情に行っていました。その中の話で、県としては、人口10万人を基本として警察署に格上げをするというような、こんな基準があるそうですけれども、これはあくまでも基準ですので、それと犯罪の多い地域というようなことも、その中に入るとというようなことで、それと、まず警察署にするには、警察署員の増が原則ですので、警察署の増員があったときに、やはり警察署に昇格するというようなことで、それと、もう1点は警察署にふさわしい場所というようなことでございまして、私どもは、ぜひ、警察署に昇格をしていただきたいというようなことで、場所についても警察署にふさわしい場所を選定しますが、これは県警との双方で、場所については協議をします。

そういう中で、最終的には警察署は、ここでは無理だというようなことでございましたの

で、そこで警察署に昇格が、できないなら、それはやむを得ないけれども、警察官の増員だけ、ひとつお願いしたい。仮に警察署が署員が100人であって、交番が100人であっても、私どもは、それでも結構だから増員はしていただきたいというようなことでございまして、そのときには、今の北側の区画整理の中に、もとの八街幹部交番がございまして、そこには、もう今の人員でもぎりぎりの部屋しかないということで、全部来ると外に出ているそうですから、ないということで、まず今回、今度の移転のときには、十分余裕がある、将来警察署に昇格できる位置と、そのような構造でお願いしたいというようなことで、これは、ちょうど八街から選出している、石井県議会の副議長ですけれども、警察常任委員会の委員長でもございましたので、一緒に行っていただきました。そういう協議を本当にさんざんやったんですけれども、やはりそういうことで昇格はできなかったんですけれども。

今までの経緯を見ますと、幹部交番から警察署に昇格したところがあるわけで、ですから今回の交番用地につきましても、将来警察署としてもできる場所ということで、今の公民館の前を幹部交番の場所に選んだわけでもございまして、警察署については、1日も早く昇格をするように陳情もしてまいりますけれども、とりあえず、その前に、今、八街交番が今度公民館の方に幹部交番が移りましたので、旧幹部交番があったときでさえも、駅の周辺ではいろんな犯罪が発生していましたので、交番用地は、もう区画整理の中でとってありますから、その交番を1日も早く作っていただきたいというようなことで、高橋副市長に県警の方にも再三、お願いに行っていたのが現状でございまして、交番を先に作らないうちに警察署というようなことは、あり得ないと思うし、何よりも警察署にこだわることなく、警察署員が大勢いれば、別に問題ないわけですから。とりあえずは、八街北側の駅前交番を1日も早く作っていただくことを強く要望しているところでございます。以上です。

○山本義一君

ご答弁ありがとうございます。今の市長の答弁を聞いて、市民の方々も大変安心されたのかなと。警察官の増員をかなり積極的に取り組んでいただいているということでもあります。私も駅前交番は、早期に作っていただきたいというのは、もうだれしも思っているところがありますが、先ほど市長も、そうやって申されましたので、ぜひとも駅前交番は優先的に作っていただきたいなという思いであります。

今の話の中で、新たにというのですか、今の八街交番が、今後警察署になっても用地的には大丈夫だというようなお話でありましたけれども、また新たに、もし考えられることがあれば、今、佐倉、八街、酒々井で成り立っております。成田については、成田・富里というようなことでなっていますけれども、例えば八街と富里で警察署を設立するとか、また違った考えになりますけれども、そういったことも、今後考えられるのかどうか。もし、考えられるのであれば、それについても、今後検討していきたいなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

そういうような、要するに合併警察署と申しますか、そのようなことを、まず市から私は

言うべきことではないと。八街市は八街市に警察署をしてくださいということで要望しているわけですから、そういう中で県の方で、いや、それは一市ずつ人口が10万人弱のところを作るのが大変だから、警察署の方から、富里、八街で1つ作る、こういう計画を出してきたときに、両市で検討するなら結構でしょうけれども、初めから八街で警察署を作っていたきたいという要望をしている中で、今度は、それがだめだから富里と一緒に警察署を作ってくださいと、こんなことは、私はすべきじゃないと思っております。あくまでも単独で、警察署を作っていたきたいというような要望が、これが本当の筋でございますので。ですから、そういうことは、警察の方で、県の方で考えることであって、合併した場合には、またそれは違いますけれども、まだ合併しているわけではございませんから、そういうことは考えるべきじゃないというふうに私は思っております。

○山本義一君

ありがとうございました。よくわかりました。1日も早い駅前交番と警察署の設置を今後ともお願い申し上げます。

次に、市民の憩いの場について、充実した支援策は、どのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

支援策につきましては、先ほど市長答弁があったとおりでございます。里山活動を行う団体並びに、その活動を行う区域を提供する土地所有者が里山協定を締結し、認定を受けると。それに伴いまして、活動事業の補助金の交付団体となりまして、補助金が交付されるというようなことでございます。

それと、先ほどの市長答弁の中でありましたとおり、そのほかに遊休農地リフレッシュ活用支援事業というものもございますし、いろいろな支援事業もございますので、とにかく何をやりたいかということは、相談していただければというふうに考えております。

○山本義一君

ありがとうございました。

次に、教育施設整備についてお伺いします。

子どもたちの数も大変減ってきてはおります。自然減ということもありますし、プレハブの校舎の数も、それによって普通教室として使ってきたのが減ってきているというわけで、そのあいた教室をほかの目的に利用しているというのが現実だというようなお話でありましたけれども、ちょっと逆行しちゃうとまずいんですけれども、もし、これ今、少人数学級を実施していますけれども、これをもし40人学級に戻した場合には、プレハブ教室の解消になるのでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

今、児童数の減ということの中で話があったところでございますけれども、児童数の減で考えていきますと、児童数についてちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

八街市の児童数につきまして、平成8年度ピーク時と比べますと、小学校では1千339

人の減、クラスで16クラスの減。中学校では平成9年度のピーク時から比較しますと505人の減、クラス数で2クラス減となっております。これら、今お話の中で、少人数指導に対応するための弾力的な運用、それと特別支援学級の増ということの中で、今、プレハブが解消していかない状態であるということの中なんでしょうが、今お話し標準学級の40人クラスで考えていきますと、3年から5年で解消していく学校もあると思われまして。概ねは10年間ぐらいかかるのかなということの中で、解消の明確な年度について示せないのが実情でございます。

○山本義一君

わかりました。なかなか解消は難しいということでございます。今回、交進小学校の仮設校舎が、これ7千万円ぐらいかかるんですけども、4教室の改修ということでありました。これ、順次、今後とも解消していけるのか。その辺についてはどうでしょうか。ほかの学校の改修、老朽化しているプレハブの改修はしていけるのかどうか、その辺の見通しはどうでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

先ほど教育長の方から答弁させていただいたところでございますが、老朽度等を考慮し、また、今、その弾力等々の中の状況が必要であるということが生じた場合には、それらを含めた中で改修を含め、これから考えてまいりたいと考えております。

○山本義一君

ありがとうございました。

最後に1点お聞きしたいんですが、スポーツプラザの駐車場です。先ほどの答弁では、省令に基づき、埋め立てが完了しないと開放はできないんだというようなご答弁がありました。そういったことがあるんで、開放できないんでしょうけれども、何か簡単に私なんか考えると、今、囲われている塀、埋まったところから10メートルでも20メートルでも動かせて、上は駐車場だけにするんだから使えそうな気がするんですけども、やはりどうしてもその辺の省令とかがあり、できないということでした。その点について、もう一度ご確認の答弁をいただけませんか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

これにつきましては、先ほどご答弁いたしましたとおり、省令で細かく基準が設けられておるところでございます。この処分場につきましては、埋立地のほかに一般廃棄物が飛散したり、悪臭が発散しないような措置を講じるとともに、みだりに人が埋立地へ立ち入らないのを防止することができる囲いを設けることなど、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分に係る技術上の基準を定める省令で定められているということもございまして、こういったことから、維持管理上、埋め立てが全て終了してからでないは無理であるということの見解でございます。

○山本義一君

だめだということで、わかりましたので、ありがとうございました。

では、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、誠和会、山本義一議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、中田眞司議員の個人質問を許します。

○中田眞司君

誠和会の中田眞司です。今回は、5項目について質問させていただきます。

市長をはじめ、執行部の皆さんには、明解なる答弁をお願いいたします。

それでは、順次質問をさせていただきます。

質問の第1は、道路問題について質問をさせていただきます。

平成11年まで、関東財務局の管理下であった赤道・青道について、平成12年度より改正され、市の管理に下げられたものです。畑・造成された土地内、畑への連結道路、また何らかの目的地に行くためと、八街市内でも数多く張りめぐらされて、さまざまな場所にあります。

要旨（1）赤道・青道売却に至るまでの過程についてお伺いいたします。また、現地調査は実施しているのかを含めてお伺いいたします。

子どもたちが安心して登下校するために歩道の整備が必要です。歩道整備が簡単に進まない今、通勤時間帯と一緒に、側溝の上を不安そうに登校する子どもたちが多く見受けられます。

要旨（2）歩道整備が簡単に進まないが、側溝を歩道として利用している子どもたちが多。歩行者を保護するため、道路と側溝の境に、例えば目立つ色のラインとか、アースカーブとか等して分離できないのか、お伺いいたします。

要旨（3）交通弱者と言われる高齢者・子どもたちなどの安全確保のため、計画的な歩道整備が必要と考えるがいかがか、お伺いいたします。

続きまして、教育問題についてお伺いいたします。

いじめによる長欠また自殺と、なかなか後の絶たないニュースが流れているところでございます。前にも、このいじめの件で質問いたしました。今回は、また同じ問題で質問をさせていただくわけですけれども、このいじめについては、各個人の感じ方あるいは捉え方、見方といろいろな面から、これをいじめと位置づける定義が人によって格差があるという中、なかなか解決に向いていかないような感じもいたします。

そこで、要旨（1）いじめによる長期欠席者のその後と今後の対策についてお伺いいたします。

要旨（2）小中学校の携帯電話の所持について、どのように指導するのか、お伺いいたします。

続きまして、市内文化財についてお伺いいたします。

現在、本市には有形文化財6件・有形民俗文化財4件・無形民俗文化財2件、遺跡4件・天然記念物2件の合計18件を指定文化財として保護しています。また、文化財指定とされ

ておりませんが、文化財と思うものが約50件ぐらいあると思います。この文化財の指定方法（規定）について、まず、お伺いいたします。また、指定はしたものの、その管理については地権者にゆだねるといってお聞きしておりますが、指定された文化財の管理についてお伺いいたします。

続きまして、公共施設利用についてお伺いいたします。

公共施設は数多くあるわけですが、今回はスポーツを中心とした施設について質問をさせていただきます。

本市にスポーツを中心とした施設は中央グラウンドを中心に、東西南北の各グラウンド・サッカー場、また学校のグラウンドと数多くの施設が提供されております。グラウンドの利用も土日の利用に集中して、なかなか思った日に予約ができないのが現状です。予約については担当の窓口に出向くわけですが、要旨①電話では予約ができないのか、まずお伺いいたします。

また、利用料の支払いは、概ね1カ所500円前後で利用できますが、しかし何らかの理由によりキャンセルした場合、返金はすぐ窓口じゃなく、代表者の口座に入金というような行程になるわけです。

要旨②利用料は窓口で支払い、キャンセルした際の返金は口座振替となるが、窓口での返済はできないのか、お伺いいたします。

要旨（2）スポーツ振興課事務室のスポーツプラザへの移転についてお伺いいたします。

要旨①ますます不便になるように思えるが、移転の理由についてお伺いいたします。

最後に農業問題についてお伺いいたします。

石油高騰により、肥料、生産資材の値上がりが深刻になっております。肥料は種類によっては3倍といった値上げ、平均でも60パーセントぐらいの値上げがありました。また、生産資材についても、軒並み値上げとなっております。この値上げも野菜の販売価格に反映されていないのが現状です。新聞紙上を見ますと、いろいろな自治体やJAがこの対策に乗り出しました。政府から緊急対策事業もあったわけですが、要旨①肥料高騰の補助事業についてお伺いいたします。

また、この原油高騰で生産コストも上昇したわけですが、市として農業者に対しての助成について、前の議会でも質問しましたが、再度お伺いしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。明解な答弁をよろしくお願いします。

○市長（長谷川健一君）

誠和会、中田眞司議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 道路問題について答弁いたします。

（1）ですが、赤道、青道につきましては、地方分権という大きな時代の流れの中で、平成12年度から16年度までの5カ年をかけて、順次、国から市町村へ譲与されました。このことによって、本市が維持管理だけでなく、財産処分決定をすることができるようになりました。例えば、道路としての現況がなく、機能していない赤道については、幾つかの条

件が整えば、用途廃止の手続を経てから、売却処分することができます。一般的には、これを赤道の払い下げと呼んでおります。具体的には、払い下げを希望される方が行政財産に関する用途廃止の申請書を市に提出し、これに対し、市では、書類の審査、現地調査などを実施した上で、用途廃止の可否の判断を下します。可とした場合は、行政財産から普通財産に所管替えを行い、その後に売却の手続をするようになっております。最近では、ゴルフ場開発に伴い、赤道を売却処分した例があります。

青道につきましては、地域の排水路と位置づけられていることが多いことから、払い下げをするケースは、ほとんどありませんが、まれに水路としての機能が全くなく、流末の水路につながっていないような場合は、払い下げの対象となることが考えられます。

なお、全ての赤道・青道に関する調査というものは実施しておりませんが、境界査定申請や払い下げの相談を受けた際など、事案ごとに調査をしているのが現状でございます。

次に、(2)(3)ですが、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

(2)でご提案いただきました手法は、あまり経費をかけることなく、大きな効果が得られるものと考えておりまして、既に八街中学校や八街東小学校周辺の通学路などにおいて、白線により実施済みであります。

今後も、学校などを中心として、現況の道路の中で、実施可能な施設整備などについて検討してまいりたいと考えております。

なお、歩道整備を伴う道路改良事業では、用地の買収や物件の補償が伴うため、関係者の方々の深いご理解とご協力が必要不可欠となります。

また、事業の実施に当たっては、多大な費用が必要となります。このことから、現在の市の財政状況を考慮しますと、何本もの路線の整備を同時に進めることは、非常に厳しいものがありますので、現在、進めている文違1号線の事業完了後に、新たな路線の整備に着手してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 教育問題について、質問事項3. 市内文化財について及び質問事項4. 公共施設利用については、後ほど教育長から答弁させます。

次に、質問事項5. 農業問題について答弁いたします。

(1)ですが、国においては、燃油及び化学肥料の価格が高騰し、農業経営に及ぼす影響を緩和することを目的に、肥料・燃油高騰対応緊急対策事業の取り組みを開始いたしました。この事業は、燃油の使用料または化学肥料の使用量を2割以上低減させる取り組みを行う3人以上の農業者グループに対して、燃油及び肥料購入費の増加分の7割を助成するというものであります。

この事業の実施に当たっては、事務処理の効率化を図るため、市町村協議会の設置が必要不可欠とされたことから、本市におきましては、平成21年1月15日に「八街市燃油・肥料高騰緊急対策推進協議会」を設立いたしました。

先般、この協議会を通じて事業実施者13件・受益者戸数143戸の申請を県に行ったところであり、申請時における助成額は、約1千500万円となっております。

なお、今後の助成金の交付手続につきましても、協議会を通じて行うこととなります。

次に（２）ですが、燃油の価格につきましては、大分落ちついてきているようですが、一時期の価格高騰により、生産コストが増大した一方で、その増加分が販売価格に反映できないという状況もあり、農家の収益が減少していることは理解しているところでございます。

市といたしましては、農業者の経営負担を軽減するため、今年度においては、先ほど答弁いたしました、国の助成制度を活用するほか、県の補助事業でございます「園芸王国ちば強化支援事業」に「施設園芸燃油高騰対策事業」が追加されましたので、この事業を活用して省エネ暖房機を導入する農家に対して助成を行ったところでございます。

平成21年度におきましては、特に原油高騰に対する助成ということは考えておりませんが、引き続き、生産の安定化・省力化を目的として、パイプハウス・収穫機等の整備をする農業者を支援する県補助事業の生産力強化支援事業を積極的に推進するほか、農業近代化資金等の制度資金の利子の一部の補給を行い、支援をしてみたいと考えております。

なお、従来から実施しております「園芸用廃プラスチック適正処理事業」では、新たに排出者登録料に対する補助を行う予定で予算を計上しております。

教育問題についての答弁については、教育長から答弁をお願いいたします。以上です。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項2. 教育問題について答弁いたします。

（1）ですが、教育委員会では、毎月、各小中学校における長期欠席児童・生徒につきまして、欠席者数とその理由を聞き取りながら報告を受けています。また、解決に向けた指導・助言を実施しております。

それらの中で、「いじめ」だけが理由で長期欠席者になったという事例は、今年度は報告されておられません。

長期欠席者への対応につきましては、八街市教育支援センター「ナチュラル」、校内適応指導教室の活用、市のカウンセラー等による教育相談を行い、児童・生徒への支援を行っております。

また、教職員の指導力向上を目指した各研修会も実施しております。

さらに、今年度から学校教育相談員による家庭訪問を行い、学校と家庭を結ぶ重要な役割をしております。

また、本年度八街南中学校区に、北総教育事務所の生徒指導専任指導主事を派遣し、学校全体の組織的な取り組みの充実に向け、長欠児童・生徒を持つ担任との面談を行うなど、きめ細かな指導助言を行っております。

今後も長期欠席者の解消を目指し、学校を指導、支援してまいります。

次に（２）ですが、本市においては学校生活では携帯電話は必要ではないと考え、市内全ての小中学校で学校への携帯電話の持ち込みは原則として禁止しております。なお、保護者からの申し出があり、必要性を学校が認めた場合には持参を許可しております。

なお、許可の際には、校内で使用しないことや友だちに見せないことを指導したり、登校の際に預かり、下校の際に返却したりするなどの工夫もしております。

次に、質問事項3. 市内文化財について答弁いたします。

(1) ですが、指定文化財につきましては、文化財保護法及び八街市文化財保護に関する条例に基づいて指定をしております。その具体的な流れとしましては、まず、教育委員会が指定候補文化財の調査を実施します。その候補物件が、実際に指定すべき文化財であると判断した場合、条例第4条第2項により、文化財の所有者等または保持者から文書で同意を得、同第7条により文化財審議会に諮問します。同審議会から市指定文化財に指定すべきものとして答申を得た後、教育委員会の議決を経て、条例第8条により告示するとともに、所有者等または保持者に指定書を交付して、一定の手続が終了します。

なお、指定文化財の指定につきましては、文化財保護法第182条第3項の規定により、千葉県教育委員会教育長を通じて、文化庁長官に対しても報告することとなっております。

次に(2) ですが、指定文化財の管理につきましては、八街市文化財保護に関する条例第10条で、「指定文化財の所有者等または保持者は、良好な状態で当該指定文化財を管理しなければならない」と規定しており、所有者等または保持者が指定文化財の管理を行うこととなっております。

また、文化財を指定する際は、あらかじめ、指定文化財の管理義務が所有者等または保持者にあることを伝え、同意を得た上で指定の手続を行います。

なお、指定文化財の良好な管理と所有者等の負担の軽減を図るため、郷土資料館では、文化財の寄託を受ける制度を設けており、また、教育委員会では、平成18年度から八街市文化財ボランティアの協力を得て、所有者・市民・行政とが一体となつて行う協働事業として、市指定史跡の整備作業を実施しております。

質問事項4. 公共施設の利用について答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、スポーツプラザを含め、社会体育施設及び公民館の使用につきましては、窓口で使用料金を添えて申請いただき、使用許可書を即日交付しております。

電話予約だけで許可してしまうことは、安易に取り消しすることが可能となり、施設の有効な利用及び利用者に対しての公平性に欠ける点があることから、確実な利用を図るため、現在の手続としております。

なお、空き状況につきましては、電話での確認に対し、お答えしておりますので、ご利用ください。

次に②ですが、各体育施設の使用料は、保管による事故等を防止するため、受領後速やかに市会計に入金されます。一旦入金された使用料は、返金する場合も市の会計処理の規定に沿って処理されますので、キャンセルに伴った即日返金はできないというのが実情でございます。

返金に当たっては、口座振替を原則に手続を行っておりますが、現金での返金も可能です。現金の場合には、窓口で一度キャンセル及び返金の手続を行っていただき、市の指

定した日に再度来庁していただく必要がありますので、できるだけ口座振替でのご協力をお願いしているところでございます。

次に（２）①ですが、代表質問１、林政男議員に答弁したとおりでございますが、移転に伴う市民サービスの低下につながらないように、今後も調査研究し、効率的な運用を行ってまいります。

○中田眞司君

答弁ありがとうございました。それでは、自席にて、再度幾つか質問させていただきたいと思えます。

まず、道路問題ですけれども、先ほど市長の方から答弁がございましたが、この中で、私確認はできなかったんですけれども、現地調査は全部していないというお話でしたけれども、この赤道の隣接される地権者の同意というものはいただいているわけですか。

○建設部長（並木 敏君）

用途廃止をする際に、隣接地権者の同意がいるかという意味でよろしいでしょうか。

○中田眞司君

売却するときです。

○建設部長（並木 敏君）

先ほどの市長答弁の中にもありましたように、まず用途廃止ができるかどうかということが一番初めの条件になります。それは、機能しているか、機能していないかということが、その条件になりまして、それで機能していないということであるのであれば、そのときに隣接地権者、そういう方の同意は当然必要でございます。

○中田眞司君

隣接している地権者の同意が必要ということでしたけれども、用途がなされていないというより、郊外というより、畑の方を見ますと、意外とそういった道路が、赤道ですか、あるわけですけれども、そういう畑の中の歩道というか、通学道路として利用されているような道が各箇所がございます。通学道路として整備はされていないんですけれども、用途的に見ますと道路として暗黙の中で使用されております。その地権者が２名、３名複数の場合はともかく確認がいるということなんですけれども、もし、その道路に隣接する地権者が１軒の場合だったら、これはどうなるんでしょうね。地権者の同意は必要なんですけれども、スムーズに何らかの状況を検討しないまま売却できるというようなことなんですか。

○建設部長（並木 敏君）

今、おっしゃられた通学道路として利用されている場合というようなお話の場合には、それは、もう現在機能なされているというような判断をします。ただ、ご指摘のありましたように、例えば水路の方がわかりやすいかなというふうには思うんですが、一番上流側に青道があったとします。実際には、そこはもう全然機能していないと。ほかからの流入も何もないと。それで、その一番上流、ある一部分が機能してなくて、なおかつ、それが地権者が１人しかいないということであれば、それは申請によって機能していないのであれば、地権

者が1人だということであれば、その地権者の承諾でよろしいんじゃないかと。その前に機能しているか、機能していないかというのは、判断させていただきます。

○中田眞司君

ちょっと、今、青道の話が出てしまったんですけれども、排水の方で。青道じゃなくて赤道なんですけれども、例えば両サイドが畑の地権者です。その間に一本、歩道として整備されていないんですけれども道が現在あると。そこを子どもたちが、両サイドに大きな道があるんですけれども、そこを通れば近いんだということで、その細い道を、現況畑みたいなものなんですけれども、通学路に使っていると。その売却の場合は両サイド、地権者1軒なんですけれども、その場合は1軒が申請すれば、そのまま売却、現地調査もしないまま、そのまま歩道と使われているんですけれども、売却するのか、しないのかと、そういうことで質問をしたんですけれども。

○建設部長（並木 敏君）

使っているということですので、機能しているというふうに考えます。したがって、今のご質問ですと廃止はできないというように考えます。

○中田眞司君

わかりました。では、機能しているとした場合は、どんな、いかなる場合でも売却はしないという考えでいいですね。わかりました。

続きまして、歩道の側溝を利用して通学している子どものことなんですけれども、先ほど市長の方から経費があまりかからないということで、その方向で進んでいるというお話もございましたけれども、確かに、この側溝を利用して通学している子どもたち、確かに多いです。これも、市内を見ますとかなり側溝を利用しているわけなんですけれども、市内云々じゃなくて、やはり市外に目を向けた場合も、この側溝を利用して通学している子どもたち、かなり見受けられます。市外を見ますと、また市内と違って、ただ道路わきに側溝があって、縁石も何もないと、非常に不安そうな子どもたちが通学しているわけなんですけれども、ぜひ、こういった通学路がかなりございますので、市内だけじゃなくて、やはり市外も見た中でかなり長い距離のこういう側溝を利用して通学している子どもたちもおりますので、ぜひ、その辺に目を向けた中で、順位があると思いますけれども、早目な対策をひとつお願いしたいと思います。

続きまして、教育問題について質問をしたいと思います。

いじめに対しての長欠は少ないということでした。これに関連するんですけれども、いじめに対して、あるいは長欠に対して、長欠という数字は前にも質問したときに出たわけなんですけれども、現在このいじめ、あるいは長欠の数字というのは、ある程度の改善はされているのか。もし、わかりましたらお願いします。

○教育次長（尾高幸子君）

数的には微増ということがございます。長欠ですね。

○中田眞司君

いじめと長欠です。

○教育次長（尾高幸子君）

すみません。先ほどの答弁の中で、いじめだけで長欠になっていることは、今年度は報告されていないという答弁をさせていただいたところですが、いじめだけで長欠になっているということの中は、今までもなかったということで、ちょっと言葉じりで今年度はということの中で答弁させていただいたところに、ちょっと若干違和感あるんですが、今までいじめだけの理由で長欠になった児童はおりません。

○中田眞司君

私の質問がちょっと、通告の質問がちょっとまずかったみたいで。このことにつきまして、またチャンスがありましたら、次回質問をしたいと思います。

続きまして、市内の指定文化財ですけれども、地権者、この文化財審議会の中で調査・審議した中で決定をするわけですけれども、この中で先ほど申しましたように、有形文化財、あるいは史跡、天然記念物の文化財ということで保護されているわけですけれども、この管理というのは、保持者あるいは地権者に一任しているということだったんですけれども、この管理がされているか、されていないかということについては、この審議会あるいはそういった関係団体から調査をしているということで認識していいのですか。

○教育長（齊藤 勝君）

文化財の管理状況については、それぞれ文化財審議会あるいはボランティアの方々の定期的な会がありまして、そこで報告をして、お互いに状況については把握しております。

○中田眞司君

それだったら結構です。ありがとうございました。

次に、先ほどの教育問題にもう一度、戻らせてもらいます。先ほど、携帯電話のことについて、どういった指導をしているかという問題で質問したわけですが、現在、小学校低学年はさほどではないと思うんですけれども、小学校・中学校の生徒の携帯の所持率というのは、どのくらいあるか、大体把握できますか。

○教育長（齊藤 勝君）

全国学力状況調査というのをやったことについては報告いたしましたが、その中で家庭状況調査というのがありました。あくまでも、これは行ったのは小学校6年生と中学校3年生のみなんですが、その小学校6年生、中学校3年生のみでよろしいでしょうか。

八街市の場合には、小学校6年生で38.9パーセント、中学生が77.4パーセントでございます。

○中田眞司君

小学6年生で38.9パーセント、中学で約77パーセントと、全国平均を見ますとちょっと八街は多いようですよね。こういった中で、原則的には持ち込まないと。持ち込んだ場合は先生が一時的に預かるということなんですけれども、この持ち込む、持ち込まないという指導はしているわけですが、この携帯につきましては、本来は通話だけと、子ども

に限っては連絡のみの携帯ということでは別に問題ないんですけども、今、機能は子どもたちが持っても、我々が持っても携帯電話というのは、ほとんど機能は同じなもので、いろいろサイトの問題等の中で、いろいろな問題が出ているわけですね。この問題について教育委員会の中で持たせないというのはわかるんですけども、この辺の問題について、またどういった指導をしているのか。持たせないということであれば、そういう問題はないと思うんですけども、実際には持たせないといっても、かなりの人数が所持して学校内に入っているわけですけども、その辺の問題について、どういった指導をしているのか、お伺いします。

○教育次長（尾高幸子君）

携帯電話のマナーや危険性の指導について、児童・生徒への指導、保護者への啓発はすべての小中学校で実施しております。児童・生徒に対しては、各学校では道徳の授業はもちろんのこと、学校の教育活動全体で命の尊重、あるいは相手の立場を理解して支え合う態度を育てる教育を進めております。また、有害サイトやメールの危険性については、児童・生徒への指導とともに、保護者への理解、啓発もあわせて行っております。

具体的には、携帯電話事業者に協力を依頼して、携帯安全教室等を実施しているところでございます。

○中田眞司君

ありがとうございました。

それでは、次に入らせていただきたいと思います。公共施設の利用についてですけども、先ほど電話予約は無理ということで答弁をいただいたわけですけども、これは代表質問の中で林議員も、ちょっとそういう問題に触れたわけですけども、そのときに、たしか林議員もネット予約はできないかという質問をしたと思います。そのところについて、ちょっと答弁をしたかどうか、私は聞いていなかったんですけども、どうしてネット予約というのは、またこのキャンセルの場合のネット入金ということで、その辺の考えはないのか、お聞きいたします。

○教育次長（尾高幸子君）

インターネットの予約ということでよろしいでしょうか。

機械処理ですので、平等に処理できるように思えると思うんですが、実際はランダムに行うと結果的には同じ人が連続して区分の予約をとることができる等々が出てくると思います。これは課題の1つではないのかなと。本市においては、申請時に料金をいただいているというようなことの中で、申し込みについての公平性を保っておりますので、それで現在のところ行きたいと考えております。

○中田眞司君

ありがとうございました。

それでは、農業問題ですけども、先ほど答弁いただきました。価格というより、市自体で農業者に対しての助成というもの、金額云々じゃなくて、やはり先ほど市長の方から私も

前々から言っております廃プラについては、金額云々じゃなくて、やはり500円という手数料の中でも前向きな姿勢を見たということで、非常にうれしく思っております。

また、今後こういった農業を取り巻く環境が非常に厳しいわけですが、またこういったいろんな波があるかと思えます。そういったときに、市自体で独自にまた、すぐ対応ができるような姿勢をとっていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、誠和会、中田眞司議員の個人質問を終了します。

ここで、昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時49分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（山本邦男君）

会議を開く前にご報告いたします。

山口孝弘議員より、本日の一般質問に関係する資料を配付したい旨の申し出がありましたので、これを許可しました。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、誠和会、小高良則議員の個人質問を許します。

○小高良則君

誠和会の小高良則です。

現在、日本は昨年9月のリーマンショックにより、経済は大変不安定で株価の下落、企業経営の縮小、雇用の減少、内閣府が発表した08年11月から12月期の国民総生産（GDP）速報に至っては、物価変動の影響を除いた実質GDPは前期7月から9月期比で、3.3パーセント減と、これが1年間続いた場合、年率換算で12.7パーセント減と大変な数値が出されており、輸出を主とする日本は大変な経済危機により、今後の生活が大変不安視されるどころです。

このような経済状況の中、八街市民が安心して暮らせるよう、安全に生活できるよう、健康で過ごせますよう、長谷川市長には、元気な八街市づくりをお願いいたします。政治経済の安定が生活の安定と考え、私も微力ながら頑張りたいと思います。

それでは通告に従い、私は道路問題、雇用問題、市職員について、住環境について、福祉問題、教育問題について、順次質問しますので、明解なる答弁をお願いいたします。

質問事項の1番目は、道路問題について伺います。

八街市の道路事情は、厳しい財政の中、安易に改善できるものではありません。しかし、市民ニーズはさらなる向上を絶えず求めております。その一端の一区交差点付近の歩道整備について伺います。

かねてよりお伺いしていますが、既に用地買収は終わり、整備の段階かと思われま

地土地所有者が一部舗装をしていますが、市といたしまして今後どのように整備をする計画なのか伺います。

次に、文違1号線について、交差点からの接続が完了し、新たなルートが開通されました。今後の工事の進行計画はどのようになっているのか。また、豪雨時には踏切付近が冠水するが、この工事で冠水対策はどのように考えているのか伺います。

次に、踏切設備についてですが、八街駅上り下りとも近接して踏切があります。よって安全上、どうしても遮断機の下がる時間が長くなってしまっています。時には駅に電車が入ってくる前から乗客を乗せ、発車通過までと、かなりの時間を要しており、知らぬドライバーの心中を考えますと、いらつく方もおるのではないのでしょうか。

そんなとき、狭隘な道路を過度の速度を出さないでいただくためにも、踏切に通過時間等の表示ができないのでしょうか、伺います。

質問事項の2番目は、雇用問題について伺います。

昨年末からマスコミで派遣切り報道が連日されてきました。雇用の問題は、全国にわたり深刻になっております。八街市民の中にも職探しに困っている方が大勢いるやとも思われません。八街市では、ホームページ、ジョブ・ナビ・やちまたを立ち上げています。2月20日現在、最新情報で15社、1万4千680のアクセスが見られます。就労に力強くお手伝いするために、募集事業者の加盟の勧誘促進、事業者との連携等を図るべきと考えます。八街市の取り組みについて考えをお尋ねいたします。

質問事項の3番目は、市職員について伺います。

不景気な折、多くの市民と接し、働く職員は元気で明るく心身ともに健康でなくてはなりません。部署により厳しい環境もあるでしょう。職員の精神健康上の取り組みについて伺います。

質問事項の4番目は、住環境について伺います。

住宅用火災警報器について、平成20年6月1日から取り付けが義務化されました。防災課ではホームページにより設置を促しております。また、消防団の中には消火器、火災報知機の設置を進める活動を行う分団もあるようです。設置は万が一の時に生命を守ることができ得る大切な手段です。市では啓発活動をどのように行っていますか、伺います。

また、市営住宅に対する対応はいかがですか。

そして、2011年7月24日には、現行のアナログ放送は終了と言われております。市営住宅の地上デジタル放送への切り替えはどのようになっているのか、伺います。

質問事項の5番目は、福祉問題について伺います。

高齢化が進む現在、老人福祉問題は行政を行う上で、今後さらに上位に位置づけられると思います。日本は世界の中でも有数の長寿国ですが、高齢者を取り巻く環境は深刻で、若者は職を求め都市へと移住する傾向も見られ、そのため、高齢者が高齢者を介護する老老介護という言葉も聞こえています。

さまざまな問題の中、私は高齢者虐待について伺います。

介護社会を支える仕組みとして2000年に介護保険制度が施行され、そのことにより多くの家庭に介護保険サービスが提供されるようになりました。そして、それまで、なかなか表面化されなかった家庭介護者による虐待の問題が多く確認されているようです。

八街市においては、地域包括支援センターにその窓口があり、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員が問題の対応に当たっているようです。高齢者虐待は起こってはならないことです。八街市の取り組みについて伺います。

質問事項の6番目は、教育問題について伺います。

平成20年3月19日、本市では青少年の健全育成を求め、八街市を「青少年健全育成都市」とする宣言をしました。およそ1年たちますが、実際この1年、どのような活動をしてきたのか。また、今後どのような活動を考えているの伺います。

次に、本市の取り組みの連携教育について伺います。

4中学校と八街高校、黎明高校と2校の高校があります。研さんを高め、連携をとるには恵まれた環境にあると考えます。中高の連携の様子についてお聞かせ下さい。

次に、学力向上について伺います。

次世代を担う子供たちには、さまざまな生きる力をつけてもらわなくてはなりません。その中、学校教育による学力の向上は望まれるところです。八街市の子供たちの学力はおよそ県平均と聞き覚えがありますが、八街市発展のためにも、学力の向上を願うものです。

そこで、本市の取り組みについて伺いいたします。

以上で登壇しての質問を終わりますが、明解なご答弁をお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

誠和会、小高良則議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 道路問題について答弁いたします。

(1) ですが、本年度は国道409号から伊藤商店前を通り、長谷団地へ向かう市道一区1号線及び二区10号線の一部、約150メートルにつきまして、土地所有者のご協力により用地を確保できました。

そこで、来年度におきましては、歩行者の安全で円滑な通行の確保を図るため、舗装やガードレールなどの施設整備を行ってまいりたいと考えております。

また、伊藤商店前の交差点では、見通しが悪いことから、今後は、隅切り用地の確保などについて、地元関係者の方々へ、ご理解、ご協力を求めてまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、ご案内のとおり、本年2月に県道成東酒々井線側の交差点改良工事が完了し、交差点が南側に約100メートル移動し、円滑な通行が確保されたところであります。

現在、市道文違1号線の工事では、県道から本昌寺の墓地までの間の表層部分の工事を進めております。

また、拡幅用地の取得や物件補償について、9名の方々と契約を締結しております。残りの用地の取得や物件補償については、平成21年度に行うとともに、あわせて道路改良工事

につきましても、実施してまいりたいと考えております。

なお、改良工事が完了しますと、斉藤米店付近での道路冠水が解消されるものと考えております。

次に（３）ですが、ご指摘の踏切は駅に隣接していることから、駅への入線待ちや利用者の乗降に要する時間などにより、踏切の閉鎖時間が長いものと思われま。JRに確認したところ、運行速度や車両編成などにより、条件が異なってくることから、ご質問のような感知をする設備は設置できないとのことでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、質問事項２．雇用問題について答弁いたします。

（１）ですが、最近の景気の悪化に伴い、雇用失業情勢も企業の採用意欲の減退などから新規求人数が減少を続けるとともに、完全失業率及び有効求人倍率の動向など、諸情勢は大変厳しいものとなっております。

本市における雇用対策としては、以前「高齢者・パートタイマー職業相談室」がありましたが、法改正に伴い、平成18年度をもって廃止となり、現在は相談業務に変わる対策として、求人情報をだれでも自由に閲覧できる就労支援サイト「ジョブ・ナビ・やちまた」を開設したところであります。

しかしながら、最近の雇用情勢の悪化により、求人情報を掲載する事務所が減少傾向にありますので、今後も地域雇用の安定・維持のため、求人情報を充実させ、効果的に利用していただけるよう、さらに就労支援サイトの充実を図りたいと考えております。

次に質問事項３．市職員について答弁いたします。

（１）ですが、近年、民間企業のみならず、国、地方自治体においても、メンタル疾患による長期療養者が増大しており、本市においても、ここ数年、メンタルの不調による療養休暇・休職をする者が多くなってきております。メンタルヘルス対策は、公務能率の維持向上を図ることはもちろん、組織の活性化や危機管理の上からも非常に重要であります。

そこで、本市においては、産業医の健康相談を定期的を実施するとともに、管理者や一般の職員を対象にメンタルヘルス研修を実施し、ストレスとは何か正しく認識し、上手に自己を管理する方法を学ぶことにより、メンタル不調の予防、不調者の早期発見・早期治療等に努めているところでございます。

また、職員の心身の健康の保持・増進を目的に、福利厚生事業の一環として職員組合を通じたスポーツ大会の実施や、県内の市役所職員による各種スポーツ大会へ積極的に参加させております。

市の業務を遂行する上で、職員の健康の保持は非常に重要であることから、今後についても公務能率の維持向上のため、職員の心身の健康管理に十分配慮するとともに、必要な対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、質問事項４．住環境について答弁いたします。

はじめに、地上デジタルテレビ放送移行につきましても、市では総務省の依頼に基づきまして、広報紙への掲載、公共施設などにおけるポスターの掲示やパンフレット・チラシ配布

などにより、市民に向けた周知をしているところでございます。

総務省の調査によりますと、2008年3月時点で、アナログ放送終了の認知度は92.2パーセントであり、アナログ放送の終了時期の認知度は64.7パーセントという結果が出ています。総務省や放送事業者では、さらにこの認知度を高め、地上デジタル放送視聴のための作業、手順の理解度を高めるため、アナログ放送画面への「アナログ」マークの表示や告知スーパーの実施、放送番組において地上デジタル放送の受信方法等を具体的に紹介するなど、地上デジタル放送を促進する番組の制作、放送、情報番組やスポットによる2011年アナログテレビ放送終了の告知など、テレビ放送を通じての周知広報に取り組んでおります。

また、学校、庁舎など公共施設につきましては、国の「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」において、2010年末までにデジタル対応を完了することを目標としていることから、国の改修等に対する地方財政措置等を活用しまして、順次、本市でも改修等の対応を実施してまいりたいと考えております。

次に、住宅用火災警報器の普及につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合条例により、既存住宅を含めた全ての住宅で、昨年6月1日より設置が義務づけとなり、以前より「広報やちまた」をはじめ、市のホームページや消防組合広報誌「ダイヤル119」等に掲載するほか、懸垂幕の掲示や防災行政無線を活用して、広く周知を図っているところであります。

また、地域防災訓練の際にも、地域役員の皆さんをはじめ、地元消防団におきましても、設置促進にご協力いただいております。

これらのことから、自分自身の身は自分自身で守るという意味においても、市民の皆さんにご理解をいただき、早急に設置していただけるよう、住宅火災での逃げ遅れによる死亡事故「ゼロ」を目指して普及啓蒙に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に質問事項5. 福祉問題について答弁いたします。

(1) ですが、平成18年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により、身体的虐待、介護等の放棄、精神的虐待など、5つについて定義されています。

本市においても、介護を要する高齢者が身体的に虐げられたり、長年にわたる家族関係の問題等から精神的に負担を強いられた状況で生活している高齢者について相談を受けることがございます。そうした相談に対しては、介護者の負担軽減等のため、介護保険サービスの利用について提案する等していますが、親族との関係悪化により、同居の継続が困難な高齢者について、やむを得ない場合には、老人福祉法による施設への入所措置をとることもございます。

平成20年度には、関係機関の連絡を密にし、高齢者虐待の防止・早期発見につなげるため「高齢者虐待防止連絡協議会」を設置し、市役所関係部署のみならず、介護保険事業所や民生委員、警察署職員等の顔の見える関係づくりに努めているところでございます。

また、認知症についての理解が十分でないために、高齢者が認知症になった場合に虐待を受けることもあります。虐待防止に関するものではございませんが、市では平成19年度から「認知症サポーター養成講座」の名称で、認知症に関する学習会を開催しており、今後につきましても、認知症についての理解を広めることにより、高齢となっても安心して暮らせる地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、質問事項6. 教育問題については、後ほど教育長から答弁させます。以上です。

○教育長（齊藤 勝君）

次に、質問事項6. 教育問題について答弁いたします。

(1) ですが、青少年健全育成都市宣言につきましては、次代を担う青少年が、自己の役割や存在感を自覚し、創造性豊かで、未来への希望を持ち、「ヒューマンフィールドやちまた」を実現する中核的人材となるよう、家庭・学校・地域が一体となって、組織的に青少年の健全な育成に取り組むことを目的に宣言したものであります。

教育委員会では、この宣言を市民に広く周知するために、広報やちまたや市のホームページに掲載するとともに、市内、各幼小中高等学校や各公共施設に宣言文を掲示いたしました。

さらに、教育委員会の主催事業や各種会議で配付する資料に宣言文を掲載するとともに、教育委員会の封筒に宣言都市である旨を明記し、市民に周知を図っているところであります。

また、関連する事業といたしまして、本年度より、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業を実施し、家庭・学校・地域が一体となり、青少年健全育成に取り組む体制づくりをしております。

今後は、教育委員会で実施している青少年健全育成に関する、さまざまな事業のさらなる充実を図るとともに、社会教育委員と共同で、新たな取り組みについて検討を行い、全ての市民が青少年健全育成の意識を高め、家庭・学校・地域が一体となった運動や事業を進めてまいります。

次に(2)ですが、幼小中高連携教育は、八街市の子どもたちの学校生活を落ちついたものにし、将来の八街を支える、規範意識のある人づくりを目指す取り組みであります。

幼稚園、保育園、小学校はもちろんのこと、中学校や高等学校でも、この取り組みへ向けて具体的に工夫を重ねてきております。小学校の取り組みについては、地域公開等で多くの地域の方々にも、その取り組みの一端をごらんいただいているところであります。中学校や高等学校においても、例えば子ども模擬議会では、中学生が事務局を務め、今年度からは高校生がこれに参加しております。教育委員会の連携教育関係の掲示コーナーには、高等学校の学校便りも掲示し、各校の取り組みが地域の皆様にわかりやすいものとなるように努めております。

このほかにも、部活動の交流会や進路指導ガイダンス等、中学生と高校生が直接関わる機会も工夫しております。さらに、通学合宿においても、さまざまに小中学生との関わりを持ってまいります。

昨年、改正された学校教育法におきましても、義務教育の目標を掲げ、学校種を超えて子

どもをよりよく育てていくことが色濃く定められており、本市の取り組みが全国に先駆けた正しい取り組みであったことがうかがえる状況にあります。

今後も、今を大切に、将来に夢を持つ子どもたちを育てるために、幼小中高連携教育を推進していくことが大切であると考えております。

次に（３）ですが、八街市の学力については市のホームページや市広報などで公表しているとおり、全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均、県平均と比べて決して高いとは言えない状況にあります。

学力状況について、もう少し詳しく見ていくと、１つ目として、学力の低下傾向が見られること。２つ目として、授業の基本的なルールが十分に身につけていないこと。３つ目として、家庭の教育力の低下が見られます。これらの原因としては、学校教育の問題として、基礎的、基本的な力が十分ではないこと、学習意欲の低下や学習態度の乱れ、学習用具の忘れ物が多いことが考えられます。

家庭の問題としては、基本的な生活習慣の乱れや家庭学習の習慣が十分には身につけていないことが考えられます。

そこで、八街市として「３年後の平成２４年度までに学力検査で県平均を上回る」という目標を掲げて、学力向上に取り組んでいきます。そのための具体策として、「学力向上プロジェクト事業」を新たに立ち上げ、児童・生徒の基礎・基本の定着を図り、学力向上に取り組んでいく計画です。この「学力向上プロジェクト事業」では、学期ごとに児童・生徒による授業アンケートと教師による授業評価を実施し、「授業改善プラン」を示して日々の授業改善に取り組んでいきます。

○小高良則君

ありがとうございます。数点にわたり、大変丁寧なご答弁をいただきまして、再質問をちゅうちょする場面も若干ございますが、何点か、自席において再質問させていただきたいと思っております。

まず、質問事項、道路問題の方から始めさせていただきますが、今年、４０９号から伊藤商店から長谷団地の１５０メートル区間、用地確保で工事を検討されているということで、その中で、今回、用地買収のエリアじゃなかった、以前から市の土地になっている一分団詰所跡地が、今、採石のままになっていますが、そこは同じように舗装はかけていただけるのでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

舗装したいと考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。ここは、やはり大変子どもたちの交通量も多く、通勤の車も多い箇所ですので、Ｕ字構が、中途半端な位置にできたりする形状の中で、安全対策がかなり検討されるのかなと考えます。よりよい安全性等を求めて、使い勝手のいい施工をしていただきたいとお願いいたします。

続きまして、富山地区の文違1号線についてですが、前に鯨井議員の答弁の中で、排水を本昌寺の方へ引かれるという話でしたが、具体的な施工方法を若干教えていただきたいと思っています。

○建設部長（並木 敏君）

斉藤米店の排水につきましては、現在JRを横断しまして、白松の郷の方に行っておるんですが、それを流下方向を変更いたしまして、本昌寺の方に持っていきます。一部、いわゆるU字構と言われるもので、全部処理するんじゃないくて、一応、パイプを入れましてダブル配管といいますか、踏切の方から本昌寺に向かいまして一部高いところがありますので、それは地下配管で本昌寺の方に持っていくという形で、現在設計しております。

○小高良則君

地下配管という言葉が出たので、ちょっとその辺でお聞きしますが、今回の施工箇所とは若干距離があるんですが、その先の泉台入り口も冠水箇所としては有名です。その辺から高低差がとれるのであれば、地下配管等で、その辺の水を引っ張って行って、本昌寺の方面に抜いてあげるといふことは、考え方としてはできないのでしょうか。レベル的な問題とか、費用的な問題はちょっと今は考えないで、レベル的な問題、施工上の技術的な問題でお答えください。

○建設部長（並木 敏君）

技術的なことと言いますれば、いわゆるはき口、最終的なはき口と現在冠水している箇所の高低差があれば、これはポンプ云々というのは、また別の問題といたしまして、自然流下で考えたときに、はき口の方が低ければ技術的には可能でございます。

○小高良則君

そうですか。そうしましたら、今の1号線の施工によって、2カ所の冠水が、ことによると、範囲を広げれば解消されるのかなと思うと、その辺も今後ちょっと検討していただきたいなと思います。それは、今お願いだけで、考えていただければと考えますが、ちょっと範囲が今回の工事とはかけ離れていますので、私のちょっと思いでとどめますが。

続いて、雇用問題についてお伺いいたします。

雇用問題、八街のジョブ・ナビ、私もホームページを見させていただきました。リンク先等があって、かなり充実しています。現在、登録者が108件、求人データで93件、私が見たときで1万4千772番目の訪問者ということでした。ずっとクリックしていきますと、各登録している業者さんが、数多く示されておりまして、この方たちがやはり協力してくれているのかなと、やはり力強い思いでいしましたが、しかし、八街の商工会議所の会員数を見ますと、平成21年2月1日現在で、1千823件の会員数がございます。その方たちと、もうちょっと密に連絡をとれば、この登録事業者数が、もう少し協力していただける気宇はあるんじゃないかと考えます。その登録事業者数の拡充について、商工会議所との連携をとって増やしていく考え方ができないのか、ちょっとお伺いします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

ジョブ・ナビにつきましては、やはり登録事業者数が多いほど、やはり利用者の利便になるわけでございますし、いかに数を増やすかというのが、今後の課題となってまいりますので、ただいま、お話が出ました会議所との連携も図りまして、登録者数の増を図っていききたいと、このように考えます。

○小高良則君

今議会では、丸山議員がハローワークとの共同を考えていただきたいというふうにありましたが、私は、今言った商工会議所とともに、近隣の他市町村、隣接する他市町村からのやはり情報提供も通勤圏内であれば、あつて当然だと考えています。その辺は検討を重ねてお願いしたいという要望で終わりますが、お願いいたします。

それと、ジョブ・ナビについて、もう1点ですが、もう少しジョブ・ナビがありますよという啓発活動をしてもいいのかなと。決して全世帯がパソコンを持っていて、ホームページを開いてリンク先を探しているとは思えません。その中で、広報紙に定期的に載せること等も必要ではないかと考えます。また、ジョブ・ナビを利用された方々の意見、また改善点等の意見等を載せるスペースがございません。また、各企業との求人・募集・採用結果等、そういうのが確認できているのでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

その辺の確認につきましては、現在のところ登録業者に対して、アンケートをとることによって確認をするという作業をしております。ところが、なかなか相手方の方から回答がないというようなのが実情でございまして、今後、私どもといたしましても、結果を知りたいというふうに考えておりますので、その辺の方策を検討してみたいと思います。

○小高良則君

ありがとうございます。企業とホームページを立ち上げている執行部側が、やはり密に連絡をとることにより、雇用は促進されることも多々あると思うので、やはり連絡を、連携を共同を密にしまして、今後それらの資料を集めて、今後のよりよい求人、ジョブ・ナビを作るために鋭意努力していただきたいと考えます。要望、お願いいたします。

続いての質問ですが、八街市職員について、これは大変、八街市よくやっているのかな、できているのかなと。ただ、メンタル面に対しても市長答弁では、しっかりした答弁がございました。国においても、公務員の健康と安全ということで、職員の健康管理、職員の心の健康づくり、VDT指針、喫煙指針等をホームページでうたっております。それらをちょっと開いてみましたところ、八街で今取り組んでいる事業と、ほぼ同等のように行っておりますので、市長の先ほど答弁されたように、心のメンタル疾患等にかからず、元気に市の仕事ができるように、市の職員の皆さんにはお願いしまして、次に移ります。

地上波デジタル放送は、アクションプラン2008によって、2010年までに完了目標だということで、順次対応していただけると。これは、かなりの予算がかかるのかなというふうに、僕は考えるんですけども、その予算確保の方はどのようなになっているのでしょうか。

○財政課長（長谷川淳一君）

これにつきましては、財政措置されるというような情報も来ております。実際、今回の2次補正の中でも、そういった財源があるというような情報は得ておりますけれども、今回の2次補正では、それは実際にうちの方は事業化しておりません。ただ、あとは財政、交付税措置するということになるかと思っておりますけれども、ちょっとその辺は細かい情報は、まだ実際、把握しておりません。

○小高良則君

そうですね。まだ、これからということで、恐らく当然、機器設備だけじゃなく、テレビ自体も各公共、学校等にあるわけですから、それも変えていかなくちゃいけないという、かなり予算がかかるのかなというふうに単純にかかるのですが、ただ、チューナーをつけるという手もございますけれどもね。

○財政課長（長谷川淳一君）

実際、今考えておるのは、チューナーで対応するというふうに考えております。チューナーにつきましても、今、当初は相当高い金額で販売しておったようでございますけれども、今は1万円台でチューナーを販売しておりますので、そういった安価なものによって対応するということになるかと思っております。

○小高良則君

安価という言葉はいいですね。先日、ある会社のテレビが32で、DVDつきで5万円を切って、円高の影響で安く売っているような場合も出てきました。今後、普及するとさらに安い製品が出てくるんじゃないかという電気メーカーの説明もございましたが、よく精査して、よりよいタイミングで普及させていただきたいと考えます。

続きまして、福祉問題について、若干お伺いします。

誠和会代表の北村議員の質問のときに、本市の高齢化率が平成26年には27.5パーセント予想の超高齢化社会が考えられるとございました。超高齢化社会、大変心配するところでございます。その中で、介護に関わる人たちの教育的支援は、どのように現行でなっているのでしょうか、教えてください。

○介護保険課長（醍醐真人君）

介護に関わる教育的支援というご質問でございますけれども、当然、介護になっても安心して暮らしていけるような形で、いろんな介護に関わるサービスがございます。それらに関する周知といいますか、お知らせ。それから、介護する方々に対しても、当然、介護疲れが出て成り立たないと、そういうことのないような形で、パンフレットとか、そういうものを用意してございまして、機会あるごとに、その辺の周知とか、PRとかに努めているところでございます。

○小高良則君

民生委員さんとか、介護をしている方々というのは、多分そういうパンフレット等でかなりおわかりになるんじゃないかと。やはり、先ほどの答弁にあったように、やはり市民との

協働、地域と本人・家族、また行政が、やはりそれぞれが知識を得て対応していかなくちゃいけない事案だと思います。

私の所属している会派、誠和会で横須賀市に高齢者虐待事業の視察に行っていました。対応の流れとしましては、八街市と概ねほぼ同じに感じられました。全体の流れも課長と話している中で、評価されていたんですが、概ね同じような対応でされているという点でございました。高齢者虐待防止・早期発見・早期対応を目的として、高齢者虐待防止事業に取り組み、平成16年から、横須賀市ではセンターを開設するに至っておりまして、平成20年3月には、地域で理解と支援に向けて、第3版の対応マニュアルも発行されておりました。向こうは財政規模が大きいのかなと。大変丁寧なマニュアル本がありまして、私がこれを見ていると、虐待にはやはりこういう種類があって、こういう場合も虐待に当たるのかと、多々驚くような内容が記されていたりしており、大変有意義なパンフレットがあるなど。本市もいずれ、こういうようなマニュアル本ができれば、すばらしいなという思いの中に手に今しております。

その内容で、私は高齢者虐待行為には、先ほど市長答弁がありました5つの虐待。身体的虐待、介護・排せつの世話放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待とありましたが、やはりそのように定義されており、それらの虐待があるというのも、私はまだ介護に携わっていない人間としまして、改めて考えさせられました。活字でマニュアル化されることによりまして、大変わかりやすく、介護に関わる人には大変活用できるんじゃないかなと。先ほど課長の答弁の中で、パンフレットという言葉がありましたけれども、充実したパンフレットができるといいなと考えております。

また、横須賀市では、年次報告を行っておりまして、毎年、報告書が作成されております。これは簡単な、自分のところで作ったものを製本したものだと思っておりますが、裏の方には全国的な介護に対しての新聞記事の切り抜き等を載せて、活性化を図っているように感じられました。こういうものも、やはり後世のために資料として、きちんと残していくのもいいのかなと思いました。今後そのような、やはり資料づくりは大切なものですから、資料づくりとともに前向きな、超高齢化社会に向けての取り組みを衷心からお願いするものであります。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

宣言の中には、市民と一体となって組織的にとございます。これは、今、介護の方でも私ちょっと触れましたが、やはり家庭・親、それと学校・教員、あと地域、3者がやはり連携してあたっていかなくちゃいけない。やはり3者が連携することを大事に思っておりますが、今、先ほどの教育長の答弁ですと、最後の方にちょっと触れておりますが、具体的に現在・過去において地域との連携が若干聞こえなかったんですが、その点に対しての考えをもう一度お願いいたします。

○教育次長（尾高幸子君）

先ほどの答弁の中でもありましたように、それと先ほど来からの一般質問の中でもお答えしているところでございますが、放課後子ども教室や、あるいは学校支援対策地域本部事業、

実住小学校で行っている事業、これはまさしく、家庭と学校と地域が一体になった、本当に素晴らしい事業だと思います。これらが、青少年健全育成に取り組む体制づくりではないのかなど。これらを継続していくことによって、各地域で立ち上げていくといいなということの中で継続した事業を行ってまいりたいと、こう考えております。

○小高良則君

そうですね。継続こそ力であって、継続することによって多くの市民に周知していただける、そのように考えますので、ぜひともお願いしたいと思います。

また、八街市では社会を明るくする運動等も行われております。それら式典の場での啓発活動などを通して、また、発展していただきたいと。また、社明運動に対しても、いろいろその後どのようなになっているのかとか、考えるところがありますが、これは次回、またの機会にさせていただきたいと思います。

また、青少年問題についてですが、近年は実際によっては、子ども課なる課を設けるところが目立っております。子どものこと一切を組織的に業務を扱っているようで、都市は各課の連携により、今、子どもたちのための青少年健全育成のために当たっておりますが、よりよい連携、より強い連携をもって、子どもたちのために行政を行っていただきたいと思しますので、お願いいたします。

次に、教育の向上で3年後までに平均点を上回る計画ですということでありましたので、学力向上プロジェクト、授業改善プラン、これは3年後、期待しておりますので、教師はぜひ目標に向けてまい進していただきたいと思います。

長谷川市長におきましては、大変また忙しいと思いますが、どうぞ時間を作っていただいて、それらの子どもたちの応援のために、次世代を担う普段の子どもたちの生活時に先駆者として励ましの声等をかけていただければ、うれしいかなと思います。

そんなことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、誠和会、小高良則議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時06分)

(再開 午後 2時17分)

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

誠和会の山口孝弘です。日々、勉強中の身ではありますが、市長並びに執行部の皆様、議員の諸先輩方におかれましては、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

質問事項1. 活力ある魅力ある八街市にするために。

要旨(1) 八街の「八」にちなんだ施策により活力を。

明治の始め、明治新政府は士族救済のために、農業・商工業へ就業させる士族授産対策の1つとして、新たな農地の開拓を図りました。千葉県では、小金牧・佐倉牧が営まれていた原野を農地として開墾し、小金牧から入植が開始され、八番目に開墾された地が、現在の八街市の始まりでございます。

この末広がり、めでたいと言われている8という数字ですが、現在では、市長の公用車のナンバー、八街市総合計画2005の「目指します」から始まる8つの施策。市章も八街市の「八」を上下に組み合わせたものになっております。また、一番最初の市民音楽祭が、平成8年8月8日に開催されたという経緯もあり、八街市にとって、とてもゆかりがある数字と言えます。私たちも、八街といえば、「八」というような感覚を持っており、とても覚えやすいのも事実であります。

今後も、この数字を活用した施策次第では、商工業の活力、市民参加への活力、人と人との助け合いなどを生み出すきっかけとなり、無限の可能性を秘めていると考えられます。

そこで質問いたします。

①八街の日「八」の日の制定をはいかがでしょうか。

②八のつく市町村との協力による「八」のつくサミットの開催をはいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、要旨(2) 八街市民憲章について。

議長の許可を得て、八街市民憲章を配付させていただきました。八街市民憲章は、平成4年9月28日に制定されました。市民憲章の前文でもあるように、私たちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人の努力によって栄えてきた街で、「ヒューマンフィールドやちまた」を目指して、調和のとれたよりよい街づくりのために、市民憲章は定められました。市民憲章には、市民の街に対する愛情を醸成し、街づくりへの参加意欲を喚起するという大きな意義があります。それは、強制や義務や利害ではなく、例えば「繰り返し声に出す」「心を込めて祈る」「美しいものを思い描く」などといった理屈を超えた行為が契機になります。

私は、この八街市民憲章を多くの方に知っていただき、唱和する機会が増えることにより、私たちは、八街の市民であるという自覚と誇りを再認識していただく、きっかけにもなるのではないかと考えます。

そこで質問いたします。

①八街市民憲章の認知度と、市民憲章を唱和する機会を増やす取り組みについて。

②八街市民憲章に、例えば「私たちは、日本一の落花生と豊かな自然に囲まれた八街の市民です」というような「私たちは～八街の市民です」という前章を加えることができないかお伺いいたします。

次に、要旨（３）活力ある商店街について。

100年に一度の世界的金融危機を迎え、個人や中小企業の方々、特に商店街、商店は大変厳しい状況が続いております。私は、商店街にかつての活気、活力を取り戻してもらいたいと願っている1人であります。

そのためには、景気もさることながら、まずは商店街や商店自身がやる気を起こし、消費者の心を捉えた努力や工夫を積み重ねていくことが必要であると考えております。何といても商店街が一致団結し、一丸となって賑わいづくりへの取り組みを行っていくことが重要であり、行政は、そうした事業者のやる気を捉え、個々の商店街の特徴に応じた、きめ細かい支援を行っていくことが必要であります。

そこで、質問いたします。

①商店街の現状と市が考えている将来に対する構想について伺う。

②商店街に若者が出店したり、頑張ることができる補助金の創出ができないかお伺いいたします。

次に、質問事項2．子育て支援について。

要旨（1）認定こども園制度について。

急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育、保育に対する需要が多様化しています。八街市では、保育所の待機児童ゼロを目指す取り組みとして、私立の風の村保育園が開設されました。しかし、待機児童が解消されたかということ、解消されていないというのが現状です。これは、さまざまな要因が考えられますが、共働きをせざるを得ない社会状況に変化してしまったこと、将来に対する不安が原因と考えられます。

また、全国的にも、認定こども園、幼保一元化へ移行する動きも少しずつ出てきています。これは、幼稚園の持つ教育と、保育所の預かりの機能を一体的に提供することで、子育て支援機能の充実を図ること。また、幼稚園と保育所の施設や運営を一元化することで、財政的に効率的な経営を行おうとするもので、定員オーバーとなっている保育所が多い中、定員割れを起こしている幼稚園に待機児童の解消を図ることが挙げられます。地域において子どもが健やかに育つための整備は子育て支援における重要な課題であります。

そこで、質問いたします。

①八街市でも、幼稚園の教育と保育園の預かりの機能をあわせ持つ認定こども園の創設ができないか、お伺いいたします。

次に、質問事項3．教育問題について。

要旨（1）いじめ、不登校、校内暴力、非行について。

近年、地域社会の変化、価値観の多様化、人間関係の希薄化等、青少年を取り巻く環境は時代の流れとともに大きく変化しています。

また、社会が成熟化する中で個々の価値観やライフスタイルの多様化が進むとともに、青少年の興味、関心、進路希望等の多様化も一層進んでいくと考えられます。

それに伴い、いじめ、不登校、校内暴力、非行についても急速な変化が生じてきています。この変化を的確に捉え、柔軟にかつ急速な変化に対応できる体制を確立していかなければなりません。

そこで質問いたします。

①いじめ、不登校、校内暴力、非行の傾向と支援策についてお伺いいたします。

次に、(2) 中学校の部活動について。

部活動では、生徒の心身を鍛え、社会性を養うなど、教育的意義の高い活動が展開されています。学年を超えた人間関係、同じ道にいそしむ者同士の親密な触れ合い。また、若い学生にとって自ら選んだ部活動に、持っているエネルギーを爆発させることも、極めて重要なことであり、その爆発を利用して自らを向上・発展させることは、大変有意義なことと考えます。

しかし、少子化の進行の中、生徒数の減少と教職員数の減少が続いています。その中で、部活動を指導する先生の絶対数も少なくなっています。こうした中、どのようにすれば部活動が維持できるのか大きな課題であると認識しております。

そこで、質問いたします。

①部活動の現状、指導教員の位置づけと市教育委員会の支援状況についてお伺いいたします。

次に、要旨(3) 小学校の外国語教育について。

諸外国では、韓国が1997年に小学校での英語を必修化にしました。中国では2001年以降、必修化を都市部から段階的に導入しています。

また、フランスやドイツなども同様で、小学校英語は既に多くの国で定着している状況にあります。国際化が進み、私たちの日常生活も世界のさまざまな国々と、より密接に関係していると感じることが多くなりました。このような状況の中、世界的には異なる文化を持つ国々と協調していくこと、とりわけ「対話」の重要性が強調されております。この「対話」に必要な言葉の教育について、世界各国では母国語教育はもちろんのこと、外国語教育にも力を入れ始めています。

ヨーロッパでは「多言語主義」を共通の方向性として掲げ、母国語、英語に限らず、さまざまな言語と、その背景にある文化理解を行う教育に力を入れています。アジアでも、お隣の韓国では英語以外の第2外国語が高校から必修となっています。

このような世界的な状況の中、日本でも2011年、平成23年度から小学校における外国語教育が必修化されます。

そこで質問いたします。

①小学校の外国語教育必修化についてお伺いいたします。

以上で登壇しての質問を終了いたします。明解なるご答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

誠和会、山口孝弘議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 活力と魅力ある八街市にするためについて答弁いたします。

(1) の①ですが、市民の日としまして、近隣では千葉市において、都市に愛着と誇りを持ち、将来のまちづくりを考える日として指定都市の指定に関する政令公布日を市民の日として制定しております。

このほかには、茂原市の市制50周年の市制記念日、成田市の成田市、下総町、大栄町が合併し、新成田市が誕生した記念日などのように、市制や合併を記念したものが多くなっております。

八街の日を制定することは、市民の連帯感や一体感を醸成するとともに、八街の歴史を振り返り、将来の街づくりを考える日として意義のあるものと考えますので、市民意識の高まりなども踏まえつつ、周年記念など節目の事業等の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、埼玉県八潮市の音頭により、平成8年8月8日、「八」の字が並んだことにちなみ、頭に「八」の字がつく、全国36自治体に呼びかけ、意見交換や行政、市民レベルの交流を積極的に推進するために「八」の字サミットが16自治体の参加により開催されました。

その後、毎年、サミット会場を持ち回りにより、平成15年度まで開催してはりましたが、交流のきっかけが、頭に「八」の字がつくということだけであり、各自治体の規模や抱えている課題が異なり、結びつきの弱いことなどから参加団体の減少により、平成15年度の開催を最後に休止となっております。

本市では、第1回のサミットが開催された同日に、8・8・8にちなんだ八街市民音楽祭をスタートしたことと、その後のサミット開催地が全国的なことによる財政的負担が大きいことなどから、参加はしておりませんでした。

自治体間の連携、交流につきましては、市民、企業、行政、それぞれが市域を超えた広域的な連携を進め、互いに都市の活力と魅力を高めるために、意義のあることと考えておりますことから、目的や効果などを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に(2)の①と②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

市民憲章につきましては、市民が調和のとれた、よりよい街づくりを推進するために、平成4年に制定され、広報やちまた等に掲載し、市民の皆さんへの周知を図っているところでございます。

また、家庭教育講演会、成人式や生涯学習推進大会等において、市民の皆さんとともに唱和を行っており、また、市役所においても、第1会議室に市民憲章を掲示し、朝礼時に職員による唱和を行っているところでございます。

前章の追加についてですが、市民憲章の制定に当たりましては、市民から標語を募集し、その結果を市民憲章制定委員会において審査した上で制定されたものでございますので、今後、多くの市民からの要望があれば検討してまいりたいと考えております。

次に(3)①ですが、商店街の現状につきましては、後継者不足または消費者ニーズの多

様化への対応の遅れなどから、お店を閉めるところが多くなっており、特に八街駅周辺では古くからの商店が建ち並ぶ場所で、シャッターを閉めたままの店舗が多く見受けられます。

こうした中、平成14年に駅南口の商店の方々により、八街駅南口商店街振興組合を設立し、市及び商工会議所連携のもと、南口商店街の活性化に取り組んでいるところでございます。

近年、取り組んできた事業では、空き店舗対策として「ギャラリー悠々」の開設、また、駅周辺への集客事業としてボックスショップ「ぶらんみなみ」の開設や宝くじ販売事業など取り組んできたところであります。

将来的に、八街TMO構想に基づいた街づくりですが、喫緊の課題として、現在ある空き店舗のシャッターを開けること、そして賑わいのある商店街を取り戻すことでありますので、現在、関係者と連携し、取り組んでいるところでございます。

次に(3)②ですが、商店街に若い方が出店していただければ、活気が出て大変すばらしいことだと思います。しかしながら、ご質問の補助金の創出でございますが、ただ単に個人の方が店舗を出店するためにかかる経費に対し、補助金等の助成をするということは、補助金の性質上難しいものでありますが、出店に当たって、金融機関から融資を受ける際には、市の制度融資の独立開業資金をご利用いただければ利子に対する助成がございました。

また、空き店舗を活用し、商店街の活性化につながるような事業計画等がございましたら、計画の内容によっては、補助金等の助成について検討させていただきたいと考えております。

次に質問事項2. 子育て支援について答弁いたします。

(1)①ですが、幼稚園と保育園では運営基準や職員の資格などが異なるほか、認定こども園を設置するためには、幼稚園では保育園の機能を、保育園では幼稚園の機能をそれぞれ備える必要があり、加えて子育て相談や親子が集える場の提供など、地域における子育て支援機能も備える必要があります。

このため、保育時間の違いなどをはじめとする保育園と幼稚園の運営方法の違いを解決しなければならぬなど、さまざまな問題点があることから、当市におきましては、現時点では認定こども園を設置する予定はございません。

次に、質問事項3. 教育問題については、後ほど教育長から答弁をさせます。以上です。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項3. 教育問題について答弁いたします。

(1)①ですが、いじめ、不登校、児童・生徒の問題行動は本市においても課題の1つであります。

まず、いじめについてですが、小・中学校におけるいじめの実態を把握し、いじめのない学校づくりを支援するために、学期ごとにいじめ調査を実施しております。平成20年2学期末における調査では、いじめの総数は小学校31件、中学校57件となっています。いじめの約4割は、「冷やかし・からかい」、次いで「仲間はずれ」となっています。これらのいじめの大半は指導により解消されております。また、継続しているいじめについても、早

急な解消を目指して指導をしております。

なお、昨年同時期の調査と比較して、約3割減少しております。

次に不登校についてですが、平成21年1月末現在では、小学生31名、中学生169名と前年度と比較して微増傾向にあり、憂慮すべき状況にあります。

また、暴力行為や校内暴力、非行等の問題行動に関しては減少してきています。

教育委員会としまして、毎週の中学校における生徒指導会議には、指導主事が毎回出席し、問題行動の把握と助言に当たっています。また、問題行動の防止の観点で、健全育成講演会を実施しております。

今後も、いじめ、不登校、校内暴力、非行の解消を目指し、指導・支援してまいります。

次に、(2)①ですが、部活動は、教育課程外に位置づけられてはおりますが、中学校においては、生徒の心身の成長のために重要なものとなっております。

中学校の部活動は原則的に自由参加ですが、加入率は4校平均で約74パーセントです。各校とも校外の野球やサッカーのクラブチームに所属する生徒もおり、加入率は減少ぎみとなっています。また、全ての生徒の希望する部活動を行うことは現実的に厳しいものがありますが、そのような生徒につきましても他の部活動に参加するように勧めています。

各部活動では、4校とも管理職以外の全ての教員が、いずれかの部活動の顧問として、生徒の指導に当たっております。部活動の指導で専門性が要求されるものも少なくなく、現実として専門外の教員が顧問となっている場合もあります。このため、学校では、地域ボランティアを外部指導者として活用しており、4校で現在、延べ11の部活動に外部指導者が入っております。

教育委員会としては、大会派遣事業や部活動補助金を各校に配分し、保護者の負担を軽減しております。

今後も部活動が活性化するように支援してまいります。

次に、(3)①ですが、平成23年度からの新学習指導要領の実施に伴い、平成21年度からの移行期間では、内容の一部を前倒ししての実施が可能になりました。それに伴い、本市では、小学校5・6年において、総合的な学習の時間の中で、外国語活動を実施してまいります。

教育委員会としては、平成21年度からの外国語活動実施に向けて、小学校外国語研修会を行うなど、支援をしております。小学校外国語活動は、原則として高学年の担任が外国語活動を行うため、今後も研修会の内容を充実させるとともに、研修の回数を増やすことにより、指導力の向上に努めてまいります。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。それでは、自席にて再質問させていただきます。

まず、初めに八街の日についてですが、やはり八街といえば「8」というような感覚を持っています。商工業の活力、市民参加への活力、人と人との助け合いなどを生み出すきっかけになりますので、節目の事業等で検討していただけるということですので、よろしくお願

いたします。

また、八のつくサミットについては、市長答弁でもありましたように、自治体間の連携、交流、互いに活力と魅力を高めるために意義のあることだと、私もそう思います。ぜひとも、よろしく願いいたします。

次に行きます。八街市民憲章について、市長にお伺いいたします。

市長は、八街市民憲章制定の議長として大きく関わった1人であると聞いております。制定には大変苦勞され、検討・審議されたのではないかと思います。この市民憲章には、さまざまな思いがあるのではないかと思います。お伺いいたします。

○市長（長谷川健一君）

さまざまな思いということ聞かれますと、なかなか答弁に苦慮いたしますけれども、やはりこれ市民憲章は、八街市を将来このようにしていこうという、その市民の一人ひとりがそういう気持ちになって市を盛り立てていくというのが市民憲章ですので、ですから、ここにもございますように、皆さん方いろいろ、議員の方も私どもに質問しておりますけれども、まず、質問する前に、一人ひとりが、この市民憲章の気持ちになることが、一番いい市に私はなるんじゃないかと思います。

読み上げますと、郷土を愛し、文化のかおり高いまちにしましょうですから、自らしようということですから。

2番目が自然を大切にし、うるおいのある美しいまちにしましょうですから。議会の中でも八街の自然を壊さないで里山を作ったりなんかして、環境をよくしましょうという質問がございます。これは自ら八街市民が、このようにしようということですから。

それと、3点目についても、きまりを守り、明るく住みよいまちにしましょうという、これも本当に皆さんが決まりを守れば、議会の中の混乱もございません。決まりを守らないと混乱があるわけですので、ですから、やはりこれは市民一人ひとりが、今、決まりということは、これは幅広い意味をしております。要するに市の条例もみんなで決めた決まりでございますし、仮に税についても、これは国の法律、決まったことですから、それでまた反面、その福祉についても、これは決まったことですから、福祉を与える人には、市はやはりそういう制度によって与えなくちゃいけないと、決まりですから。ですけれども、制度は市は守らざるを得ませんけれども、ほかの決まりは守らない人が多いから、なかなか行政面の中でいろいろ質問も多くなるし、市民の意見も多くなるわけでございます。ですから、このきまりを守り、明るく住みよいまちにしましょうという、本当にこのとおりでございます。

その次が、今度は先ほどから高齢者とか、いろいろ質問してございますけれども、もう今の介護保険ができないときから、八街市民憲章の中では、思いやりのある、心の通った豊かなまちにしましょうということですから、やはりお年寄りをいたわりながら、弱者をいたわりながら、それぞれ思いを持って住みよいまちにしましょうということですから。

それと、最後の5点目ですけれども、これがスポーツに親しみ、健康で働くたくましいまちにしましょうということで、やはり人間、健康が第一ですので、スポーツをすることによ

って、強権な体を作って、そして、またスポーツも楽しみながらやるのが、意義があるわけですので、市民7万7千余人の為に市民憲章を作ったわけですので。また、役所の朝礼のときには、市民憲章を唱和した方がいいと。部長、課長が順番に市民憲章を唱和し、朝礼に出席した職員が、それに続いて唱和するわけでございます。それをずっと、継続してやっているわけで、この市民憲章をみんなが、書いてあるとおりに行動すれば、何も言うことはないわけですので、市民憲章を皆さん方も、よく暗記をして覚えていただきたいと思います。以上です。

○山口孝弘君

ありがとうございました。私も、八街市民憲章、大変すばらしいものだと感じております。私の例なんです、小さい頃から父の転勤とかで、各地を転々としておりました。そのおかげでといいますか、野球とかさまざまな機会、各地の市民憲章を唱和してきました。唱和することによって、その地の「特色」と、その地を「愛する気持ち」が生まれました。やはり、唱和することに意味のあることなのではないかと感じます。ぜひとも、唱和する機会をできるだけ増やしていただきたいと思います。

次に、この5つの市民憲章がありますが、この前章に「私たちは日本一の落花生と豊かな自然に囲まれた八街の市民です」と加えることにより、言い切ることによって、八街の特産物、八街のイメージ、八街を愛する気持ちが、さらに引き出されるのではないかと思います。いかがでしょうか。多くの市民からの要望があればとのことでしたが、お伺いいたします。

○市長（長谷川健一君）

八街の落花生については、昨年、ブランド化しまして、商標も八街産落花生ということでとりまして、本当に日本で初めて落花生については商標をとったブランドでございますので、山口議員さんの発想は、本当に的を得ていると、私は認識をしております。しかしながら、先ほど答弁したとおり、市民憲章のこの憲章の内容については、皆さんの中で審議をして決めたことですので、そういうことを加えるということであれば、また皆さんに諮る必要があるんじゃないかと思っておりますので、やはりいいことであっても、慎重に取り組まないといけないんじゃないかと思っておりますので、受け止めることは受け止めておきます。以上です。

○山口孝弘君

ありがとうございます。この前、議会運営委員会と議会だより編集委員会との合同視察の際、足利市では議会が始まる時に、市民憲章をみんなで唱和するとの話も伺いましたので、そのように八街もできればいいなと思っております。この件については、以上であります。ありがとうございます。

次に、活力ある商店街についてですが、私は、それぞれの商店街の実情をよく見る、生の声を聞く、このような地道な取り組みが重要であり、支援のかぎであると考えます。喫緊の課題として、現在ある空き店舗のシャッターを開けること、賑わいのある商店街を取り戻すことと答弁されておりましたが、具体的にどのような話し合いや、現場の声をお聞きしているのかお伺いいたします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

商店街の状況につきましては、私ども商工会議所とも月1回の連絡会議を設けておりました、その辺から事情と申しますか、話し合いを通した中で、その状況等を把握しておるところでございます。確かに、商店街の現状につきましては、これは八街だけでなく、ほかの商店街のいわゆるシャッター通りになっているというような状況でございまして、いかにしてシャッターを開けて賑わいを取り戻すかということが、本当に問題となっておるところでございまして、市といたしましても、現在、先ほど市長答弁がありました、空き店舗を利用した「ギャラリー悠々」が現在あるわけでございますけれども、これはこれといたしまして、さらに空き店舗を利用したアンテナショップ、これは昨日、新宅議員もちょっとお話いたしましたけれども、市の特産品をここで販売してみるというようなアンテナショップも計画してございます。

いずれにいたしましても、全面的に全て市が行うということは不可能でございますし、やはり関係機関と連絡を図って、市はいかに支援ができるかということでございますので、今後とも商工会議所とも連絡を密にした中で進めてまいりたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。駅前の空き店舗、今現在どの程度あるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

3店舗だと思います。

○山口孝弘君

わかりました。ぜひとも、空き店舗解消のためにも、ご尽力していただきたいと思いますが、次に補助金について。

午前中、山本義一議員よりバトンタッチいたしましたので、頑張りたいと思います。山本義一議員の質問では、空き店舗を家賃補助など支援をし、高校生や、大学生に貸し出しをしてもらってはの質問がありました。これから、空き店舗の活用、特に若い方々の力、若者が頑張ることができる補助金の創出は活性化のために必要であると認識しております。

全国の商店街で、若者の知恵と集客力が商店街を見違えるように活性化させたという多くの成功例もあります。また、高校生や大学生に出店しやすいシステムにすることで、話題性と企画・運営することで経営ビジネスを学ぶことができます。近くでは、佐原市が行ったと聞いております。

若者のネックと申しますか、どうしても資金面で挫折してしまうということにあると思います。若者に夢と希望をもってもらえることのできる補助金、やる気を形にできる補助金、補助制度、家賃補助や店舗改修の補助などの創出は必要であると考えますが、もう一度お聞きいたします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

若者が出店したりした際の補助ということでございますけれども、この計画によりましては、現在、県の方でもいろいろな補助制度があるわけでございますので、物によっては、そう

いった補助事業も活用できるかなというところもございます。また、今、お話がありました若者、特に高校生等が出店したりという中には、例えば週のうち1日か2日やるんだと、しかも短時間でやるということであれば、例えば先ほど申しましたアンテナショップ、その中でちょっと場所を提供するということが可能かなというふうに考えております。

いずれにしても、どういった計画で出店したいのかということ、まず知りまして、それでどんな支援をできるかということがございますので、とにかく出店したいという際には、ひとつ相談をしていただきたいと思います。

○山口孝弘君

商工会議所との連携で、補助金とか、検討していくんではないかと思いますが、先ほどの市長答弁でも空き店舗を活用し、商店街の活性化につながる事業等があれば、補助金の助成を検討すると申しておりました。山本義一議員の質問でも、要望があれば検討することではありましたが、ちょっと受け身ではないかなとは思うんですよね。受け身ではないということですか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

決して受け身ではございません。とにかく計画があれば、先ほど申しましたように、積極的にこちらに来ていただくなり、また会議所に出向くなりして、相談をしていただければ、それなりの対応をしてみたいというふうに考えます。

○山口孝弘君

ぜひとも、積極的に検討していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、認定こども園についてですが、運営方法や財政面を考えた上でも難しいのかなと考えてしまいましたが、妊婦健診の無料化が5回から14回になり、大変素晴らしいことだと感じております。しかし、今後、子育て支援機能の充実が急務であり、私もこれから子どもを育てる身になるわけで、正直不安があります。ぜひとも充実を図っていただきたいと思います。今後どのように子育て支援機能の充実を図っていくのか、お伺いたします。

○市民部長（小倉 裕君）

私ども、今の妊産婦の健診も出ましたけれども、乳児医療につきましても、県に先駆けまして、就学前の児童まで医療費の助成ということで行っています。また、子育て支援につきましても、現在、実住保育園と私立の風の村保育園に子育て支援センターを開設しまして、保育士が子育てに関する、お母さんの不安や悩みなどの相談に応じています。そのほかに、また子育てに関する事業を通じて、親子のふれあいを支援してございます。

例を申しますと、例えば実住保育園では、保育園で遊ぼうということで、にこにこルームの開催、また保育園の園庭の開放、そのほかに運動会とか、クリスマス会、その支援センターで創意工夫して支援してございます。

また、今後も子育て支援に、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

それでは、保育園の待機児童の解消策等あるのか、お伺いたします。

○市民部長（小倉 裕君）

待機児童の保護者の方などにつきましては、実住保育園、朝陽保育園、それと二州第一保育園、それと私立の風の村保育園で実施しております一時保育制度や特定保育制度などを紹介しまして、ご利用いただいております。

また、そのほかに市内に2カ所ほど民間の託児所もございますので、そちらの方の紹介等で対応しております。

また、今、待機児童につきましては、各保育園の一時保育制度、また特定保育制度、そちらでやって、名目上は待機児童は、今、八街で約50名程度おりますけれども、ほとんどの方が、この一時保育、特定保育を利用しているのが現状でございます。以上でございます。

○山口孝弘君

待機児童の解消は、ぜひとも図っていただきたいわけですが、さらなる子育て支援機能、産み育てやすい環境整備等を図っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、いじめ、不登校、校内暴力、非行の傾向と支援策についてですが、いじめは3割減少、校内暴力、非行は減少しており、不登校については微増傾向にあるとのことでしたが、なかなか難しい問題であり、学校によっても特色等違うのかなと感じております。

やはり各学校によって、さまざまな取り組みがあってもいいのかなと思っておりますが、例えば心の教育として、花壇づくり、花づくり、野菜づくりなどを通して、生命の大切さを教えるとか、命の尊さを考える1つの試みとして、乳幼児と生徒の触れ合いなど、さまざまなことが考えられます。このような取り組みがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（齊藤 勝君）

おっしゃられるように、子どもたちの心の教育というのは、非常に大切だと思います。今、おっしゃいましたような中で、例えばこれは参考になるかどうか、わかりませんが、職業体験学習で幼稚園へ行きます、あるいは保育園へ行きます。そうしますと、初めはなかなか子どもたちが寄りつかなかったんですが、そのうちにお姉さん、お兄さんということで来まして、「えっ、こんな子が」というような子どもが本当にかわいく、目も柔軟な目で、そういう幼児と遊んでいる姿なんか、何回か見ましたけれども、そういったようなことがございます。

○山口孝弘君

職業体験学習という意味で、そういった形でも心の教育というのは、多分できると思います。その学校によっては、特色が違うわけですから、学校の特色をぜひ活かしていただいて、心の教育というのをもう一度考えていただいて、推進していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、中学校の部活動について。

先ほどの答弁で、加入率は4校平均で、約74パーセントで減少傾向であるとお聞きいたしました。やはり減少すれば、この多感な時期にさまざまな問題も出てくるのではないかと考えます。なぜ、減少しているのか、このままでいいのかなとも思います。お伺いいたしま

す。

○教育長（齊藤 勝君）

おっしゃられるように、生徒の部活動への加入率がどんどん少なく、減少していることが、非常に今あらゆる面で悩みでございます。ということは、本当に子どもたちが、今まで子どもたちが中学校に行く楽しみは何かというと、まず部活動だったんですね。それで、もう子どもたちは、そういったことで楽しみで部活動に来て、そして学校が終わった後、一生懸命文化的な体育的な汗を流して、本当に晴れ晴れとして帰ってきて、疲れるけれども、翌日また来るといふ、このサイクルが非常によかったんですけども、今そういう学校の部活動に加入するのが、どうして少なくなってきたかということを考えますと、やはり学校以外にいろんなものがあるということが1つ。それから、学校でもう全員加入だよという状況から子どもたちが自由に加入しなさいという状況になってきている。状況になってきている背景には、全員加入はおかしいんじゃないかという、いろいろな地域の声もあることは事実であります。

そういった意味で、今、部活動の加入率がどんどん下がっている実態は、そのとおりでございますが、何かやはり子どもたちに我々も部活動に加入する生徒が多くなることを切に望んでおります。そのために、先ほど答弁いたしましたけれども、地域の方のボランティアで専門的な指導をしてくださる方はどんどん来ていただけたらとか、そういった意味で部活の魅力を各学校で広めていきたいということを望んでおります。以上です。

○山口孝弘君

外部指導者、4校で11の部活動の外部指導者が入っているとお聞きいたしました。大変力強く、とても感謝しなければいけないのではないかと思います。その11の部活動ではございますが、どのような部活に外部指導者が入っているのか、お伺いいたします。

○教育次長（尾高幸子君）

外部指導者が来ている学校ということの中で、学校ごとにお答えさせていただきます。

八街中、ソフト・女子ソフトテニス・バレー・ブラスバンド。中央中、女子バスケット・男女ソフトテニス・剣道。南中、サッカー・野球。北中、サッカー。これで11部活になります。以上です。

○山口孝弘君

教育長も先ほど切な思いを訴えていただきましたが、今後も部活動活性化のため、ぜひとも支援をしていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

次に、小学校の外国語教育必修化についてですが、平成21年度から内容の一部を前倒しをして、小学校5・6年生において外国語活動を実施するとのことでありますが、1年生から4年生はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○教育長（齊藤 勝君）

ちなみに、今先取りします4月から小学校の外国語活動ということで、英語という言葉を使っていませんが、実際やるのは英語なんですけれども、総合的な学習を使って、週1、3

5時間やります。これは、本当に八街の各小学校では、もうそういった意味では、ほかでは35週はやらないんですが、八街では35週やるということでございます。

それから、1年生から4年生までですけども、それは総合的な時間の中に外国語活動を取り入れるか、入れないかは、各学校の裁量に任せられておりますが、たしか小学校8校のうち、6校は1年生から4年生まで、外国語活動を取り入れると聞いております。あと2校は今のところ取り入れるという話は聞いておりませんが。

○山口孝弘君

うろ覚えで申し訳ないのですが、以前、1年生から6年生まで、英語教育というか、異文化的なことをしていたのではないかなと思います。それとは、また違うのでしょうか。

○教育長（齊藤 勝君）

まさにそのとおりなんです。異文化理解の中で、外国語に対する理解。その中で外国語を学んでいたのが、今までの小学校の総合的な学習の中の俗に英語活動なんですね。それをそのまま、5・6年生は、はっきりと外国語活動を先取りして行いますけれども、はっきりいえば英語活動を行うということです。ですから、初めは異文化理解として行っていたとおりでございます。前身は異文化理解の中で、外国語活動を行っておりました。もちろんそれは、言語だけじゃなくて、異文化のそれぞれの生活とか、習慣とか、そういったものを学ぶ中で言語を学んでいたわけです。以上です。

○山口孝弘君

できれば、ほかの小学校2校に関しましても、できる範囲内で1年生から6年生まで、そういった活動をできればいいなと切に思うわけですが、例えば近隣の大学であったりとか、地域ボランティアとの協力関係というのは、どのようになっているのか、お伺いいたします。

○教育長（齊藤 勝君）

校長先生のお考えで、地域ボランティアを積極的に取り入れている学校もございます。ですから、そういう学校は本当に常時学校に来まして、子どもたちと接しております。それは我々もそういうふうに地域ボランティアを積極的に活動しましょうというようなことは、これから働きかけていきたいと思っております。

○山口孝弘君

近隣の大学との関わりは。例えば英語教育における、英語とか、そういった活動で、そういった大学との関係、関わりというのは、今現在、行っていますか。

○教育長（齊藤 勝君）

大学との関わりですと、八街市ではインターンシップということで、近隣の大学で、大学で教員を目指す方が大体50日程度、教育実習とは全く別に。学校の単位の中にある制度を活用してもらって、現在、八街中学校、八街中央中学校に大学から来ていただいておりますが、それは中学校なんですね。ですので、インターンシップ制度で小学校に取り入れられるかどうかということは、ちょっと今検討課題とさせていただきます。ただ、検討課題といっても、ちょっとどうかというところは、今、すみません。だから、今、地域の方をどんどん積極的に

に取り入れる方が、より早いかなと、方法としては、そのように考えております。

○山口孝弘君

やはり近隣の大学とか、地域ボランティアというものの活用は、とても重要なことであると思います。ぜひとも、積極的に活用していただいて、いろんな方に声をかけていただいて、協力していただけるような体制づくりをよろしく願いいたします。

最後に、お隣の富里市さんで、外国人との交流、英語で自分の考えを発表するなどの機会を提供する英会話の日として、「レッツ・エンジョイ・パフォーマンス」を実施し、英語や外国への興味、関心を高めることを目的として開催されております。八街市として、このようなことはできないのか、お伺いいたします。

○教育長（齊藤 勝君）

個人的な考えですけれども、とても大事なことだと思います。というのは、八街市の子どものたちの英語を見ますと、とてもシャイなんです。恥ずかしがり屋なんです。ですので、もったいないんですよ。中学校の英語の授業を見ましても、本当に英語の先生の会話ってとてもきれいな会話で、私も六十の手習いで英語をやっていますけれども、Iとか、Rとか、Bとか、Gとか、Zとかって、その発音の区別がわからないんですよ。これは、もう絶対わからないんです。ところが、子どもたちにはわかるんです。だから、そういう子どもたちが本当にすばらしい発音をしている英語の先生の発音を、本当に恥ずかしそうに発音している。それには、やはり「ドント・ビー・シャイ」、もう恥ずかしがらずにというようなことでやっていくためには、今のような授業はとても大事だと思いますが。ですから、私の頭の中に入れております。ありがとうございました。

○山口孝弘君

ありがとうございます。ぜひ、将来このような活動ができればいいなと切に思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○教育次長（尾高幸子君）

すみません。先ほどの外部指導者のところで、非常に申し訳ありません。一生懸命やっていた八街中の体操部を抜かしてしまいました。訂正してください。よろしく願いいたします。

○議長（山本邦男君）

以上で、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時24分)

(再開 午後 3時38分)

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

誠和会の林修三でございます。今朝ほど、すごい雪が降りまして、その段階では今日は早く終わらなきゃいけないのかなと、少しプレッシャーもかかっておりましたが、雪がやみました。しかしながら、私に与えられた時間が大変、まだ1時間43分の中で5時には何とかならないのという声も聞こえてきましたので、できるだけ5時に終わるような進め方で頑張ってみますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、今日最後の出番となりまして、大変皆さんお疲れのところではございますけれども、質問も私、9人目ということになりまして、内容の重なりが多々出てくるかと思っておりますけれども、ご容赦願ひたいと思っております。

昨年、10月から12月期の実質国内総生産（GDP）が、年率換算で12.7パーセント減となり、第1次石油危機以来、戦後2度目の2けたマイナス成長であると報道されています。未曾有の不景気が世界から日本を襲っており、八街市も、その波の中で大変厳しい財政状況ではありますが、市民にとって少しでも安心して過ごせる環境づくりをという願ひを込めながら、これから幾つかの質問をさせていただきますので、市当局並びに議員各位におかれましては、よろしくご指導のほどお願ひいたします。

通告順に従いまして質問させていただきます。

まず、質問の第1は、八街市における子育て支援体制の充実についてお尋ねするものであります。

質問の（1）は、「八街市次世代育成支援行動計画」の策定についてお伺ひいたします。

この次世代育成支援行動計画は、平成17年3月に、第1期のものが作成されています。これは、少子化が進む中であって、国が平成15年7月、次世代育成支援対策推進法を制定し、全ての都道府県、市町村及び300人を超える従業員を有する企業は、計画を策定し、取り組んでいく必要性が生じたためであります。

八街市では、既に平成13年度に八街市子どもプランを策定して、先進的に取り組まれておりましたが、このプランを踏まえ、地域全体で子育てを支援していくために、初期の行動計画を市民の声を聞きながら策定したと聞いております。

子どもがいつも輝いて、明るく健やかに育つ街の基本理念のもと、子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支える街など、3つの基本方針、さらにそれを受けて、7つにわたる基本目標を掲げ、具体的な施策を進めながら、これまで取り組んでこられました。

この初期の行動計画が、平成17年度から21年度までの5年間であるために、22年度からのものを今回策定しようとしているのですが、あれから4年経過し、経済不況、進む少子化、就労する女性の増加等、さまざまな諸課題がある中で、これからの行動計画を作っていかなければなりません。さらに一歩進んだ行動計画の策定が求められています。

そこでお尋ねいたします。①前回策定の行動計画の評価と新行動計画の策定委員及び基本的小お考えについてお尋ねいたします。

次に、質問の（2）安全な遊び場の提供についてお伺ひいたします。

今、市内を歩いていて、子どもたちが外で遊んでいる場面に会うことは大変稀であり、ほとんどの子どもたちは習いごとや塾通い、家の中でコミック雑誌やテレビゲームをしている傾向にあります。特に家の中に潜って、何かをしている子どもたちが多いように思われます。これでは、健康的にもよくないし、集団遊びの中で培われる協力、我慢、思いやり等々の力が育っていかないように思われます。

一方で、スポーツ少年団や子ども会も減少の傾向にあります。このままですと、子どもたちは個人の個、孤独の孤の世界の中につかまってしまいそうです。外で元気に友だちと目いっぱい遊べる環境を作っていかなければならないのではないかと考えられます。

けやきの森公園、中央公園、校庭開放、園庭開放等々、さまざまな遊び場づくり、環境づくりに努力していただいているところではありますが、興味・関心がさらに高まったり、数的に遊び場が十分であるとは言えない状況ではないかと思われます。

そこで、お尋ねします。

①安全な遊び場の献上と今後のお考えについてお伺いするものであります。

次に、質問の第2は、市民の政治意識高揚についてお尋ねします。

質問の(1)は八街市の選挙投票率についてお伺いします。

全国的に市民の政治離れが進んでいるように思われます。とりわけ、若者たちに多い傾向にあります。その要因としては、さまざまなことが考えられましようが、実際に政治活動が見えない、身近でない、開かれていない等々があるように思います。国民のため、県民のため、市民のための政治になりきっていないというように、多くの有権者には映っているのではと懸念されます。もとより政治は、法に基づき、国民・市民・住民のために行われるようにと、選挙によって代表を選ぶ議会制をとっています。したがって、選挙によって選ばれた人たちの活動が、有権者に見えたり、開かれていかななくてはなりません。

時あたかも話題となっている「定額給付金」についての審議を船橋市議会では3月8日の日曜日に本会議を開き、市民が傍聴しやすい日に設定、開かれた議会として市民に呼びかけると報道されておりました。これは一例であり、政治が身近なものとして市民・住民に見えていかなければ、政治への参加や意識が高まっていかないのは火を見るより明らかではないかと考えられます。

間もなく、3月には「千葉県知事選挙」がありますし、そして、間違いなく本年中に国政選挙、衆議院選挙があります。投票率ではかなり低い八街市のこれまでの実態があるように思われますが、そこでお尋ねします。

最近5年間における各選挙の投票率の推移についてお伺いいたします。

次に、②投票率向上のための手だて、取り組みについて、どのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、質問の第3は、高齢者介護の充実について、幾つかお尋ねします。

平均寿命が延び、人生85年時代が到来しつつあると言われていています。昨年5月、厚生労働大臣の人生85年ビジョン懇談会から、人生85年時代に向けた、リ・デザインという長

寿社会における暮らし方、働き方など、人生設計のビジョンが出され、関係諸機関等が、それを今後の各種施策に取り込み、その展開によって構築していこうとしていると聞いています。

人生設計をデザインし直す、すなわち、リ・デザインのその概要は、①子どもの頃から文化を学び、他者に支えられていることから学びながら、自分づくりに励むこと。②若い頃から何度でも学び、性別や年齢に関わらず働き、世代を超えて交流すること。③仕事と生活のバランスのとれた働き方を実現し、特に女性も力を存分に発揮できるようにすること等の中で、各メニューが用意されております。4つ目としては、生きる知恵や経験を活かし、人のため、世間のために役立つ生き方を探ることのため、例えば地域における芸術・文化・スポーツなどの交流機会の拡大や、そうした機会を広げるまちづくり、あるいは老いや介護の問題にも配慮した多様な住まいづくり。はたまた、子育て・教育・環境等の分野における地域貢献活動へのさまざまな世代の住民参加。あるいは住民、企業、地方自治体及び国とさまざまな関係者の協働の促進などがメニューとしてうたわれています。

本市において17.3パーセント、国全体で20パーセントを超える高齢化率、今後加速度を増して高まると言われている、この高齢化率、長い人生を生涯現役として、より多くの皆さんが自分らしく生きられるような社会全体の仕組みが作られていくことが求められているように思われます。

しかしながら、病気やけが、加齢や障害、失業など自分の努力というか、自助努力だけでは解決できず、自立した生活を維持できない場合があり、そこに社会全体で支え合う仕組みの1つとしての介護保険があると考えております。

本市においても、新年度からの高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定が進められていると聞いています。未曾有の不景気、財政厳しい現状ではありますが、市民の切実な要望を具体的に反映、実現する計画と期待してやみません。

そこで、高齢者介護施策についてお尋ねします。

①高齢者の現状についてですが、本市の要介護者の現状と推移についてお伺いいたします。

②高齢者介護アンケート調査の結果についてですが、この調査の目的、調査概要はどんなものか。また、調査結果はいかかなもので、その結果、どのような課題があったのかについてお伺いいたします。

次に、③高齢者介護計画についてであります。上位計画である市の総合計画や部内各課との整合性等をどのように図りながら、この計画は進められたのかについてお伺いします。

④高齢者の介護予防についてであります。介護予防についてどのような考え方で、どのように推進されようとしているのか。また、介護予防はまさに自分らしさの創造であり、生きがいくつくりそのものではないかと考えるものであります。生涯学習等、他の計画とどのように整合性を持って介護予防の充実を図っていこうとされているのかのお考えをお伺いいたします。

次に、質問の第4は教育の活性化について幾つかお尋ねします。

質問の（１）は八街市の教育の活性化についてお伺いするものでありますが、今、教育をめぐって、これまでの教育、これからの新しい教育をどう進めていくかが、課題となっています。教育の憲法とも目される教育基本法が昭和２２年に制定されて以来、およそ６０年ぶりに改定されたことが、それを物語っています。新しい新教育基本法では、社会総ぐるみでの教育を確立しようとしていることが伺われます。すなわち、生涯学習の理念が新設されたことや、義務教育では基本的な資質を養うこと。そして、国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力のもと、その実施に責任を負うことの新設、さらに大学のことや幼児教育の充実についても新設。そして、法１０条に家庭教育の充実を新設。また、１３条に学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力を新設しました。また、１６条２項で国は全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。３項に地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。さらに４項では、国及び地方公共団体は、教育は円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならないことを新設しています。

これらのことからもうかがえるように、これまでのよい点は継続・発展しつつも、時代のニーズに合った新しい教育に重点的に取り組んでいかなければ、時代に遅れ、未来を担う子どもたちに取り返しのできない、大きな負を背負わしていくことにもなりかねません。

そこで、お尋ねします。

①平成２１年度八街市教育施策の重点は、どのようになっているか、お伺いいたします。

②先般、実施された教育委員会の点検・評価と、新年度予算及び教育施策との関連について、どのように活かされているのか、お伺いいたします。

②スポーツ振興課移転に伴う教育委員会内の連携についてお伺いするものであります。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきますが、市当局におかれましては、前向きで明解なるご答弁をいただければ幸いです。よろしくお願いたします。

○市長（長谷川健一君）

誠和会、林修三議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項１．子育て支援体制の充実について答弁いたします。

（１）①、（２）①につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

八街市次世代育成支援行動計画につきましては、「子どもがいつも輝いて明るく健やかに育つ街」を基本理念とし、平成１７年度から平成２１年度までの５年間の計画を策定しております。

その実現に向けて、市民と行政が連携し、「子ども自身の育ちを支えるまち」「子育て家庭と親の育ちを支えるまち」「子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち」を基本方針として、計画を推進しているところであります。

計画の中で設定した目標事業量につきましては、平成１９年４月に私立風の村保育園が開

設したことから、保育園定員数の増加をはじめ、休日保育事業の開始、地域子育て支援センターの増設、一時保育事業実施園数の増加などに取り組むことができたほか、児童クラブにつきましては、平成18年以降、朝陽児童クラブの定員数を30名から60名に増加するとともに、二州児童クラブ、笹引児童クラブ、沖児童クラブを計画的に設置してきたところであり、本年4月に八街東児童クラブを開設することで、市内全小学校区に児童クラブを設置することができ、当初の目標は、ほぼ達成できたものと考えております。

平成21年度に策定する後期行動計画の策定委員につきましては、前期行動計画策定時と同様に、知識経験を有する者、保健医療機関、福祉関係団体、施設利用者、経済・労働団体、社会教育団体と幅広い分野から選出してみたいと考えております。

また、平成22年度から26年度までの、後期行動計画の策定に当たり、基本的な方針として、前期行動計画の基本理念を継承しつつ、前期行動計画全体の評価を行うとともに、その結果を踏まえながら、本年1月に実施したニーズ調査とあわせて、総合的に検討・策定してみたいと考えております。

子育て支援体制の強化の施策の1つとして、本市総合計画の中でも、「安全な遊び場の提供を推進する」とされており、一時保育や子育て支援センターの充実、在宅で子育てをしている家庭の親子に対し、各保育園の遊戯室や園庭を開放しているほか、市の業務に支障のない範囲で、総合保健福祉センターの一室とスポーツプラザの会議室を開放し、親子の遊び・交流の場を広げることにより、在宅の親子に安全な遊び場を提供するなどして、支援をしているところであります。

また、市内には、中央公園をはじめとする都市公園のほか、児童に健全な遊び場を与え、児童の健康を増進すること等を目的として、15カ所の児童遊園・子どもの遊び場を設置しているところであり、随時点検を実施し、安全管理に努めているところであります。これらの安全な遊び場の提供につきましても、引き続き、後期行動計画の検討・協議の中で対応してみたいと考えております。

次に、質問事項2. 市民の政治意識高揚については、後ほど選挙管理委員会事務局長から答弁させます。

次に、質問事項3. 高齢者介護の充実について答弁いたします。

(1) ①ですが、認定者数及び認定率については、山本義一議員に答弁いたしましたとおり、高齢者の増加によって、認定者数が増加しておりますが、認定率については、ほぼ横ばいで推移している状況でございます。

なお、認定者の介護サービスの受給状況につきましては、平成18年4月は認定者1千620人に対し、受給者が1千291人で、受給者の認定者に対する割合、いわゆる受給率は79.7パーセント、平成19年4月は認定者1千669人に対し、受給者が1千309人で、受給率は78.4パーセント、平成20年4月は認定者1千747人に対し、受給者が1千317人で、受給率は75.4パーセントであります。

また、平成18年の法改正による予防給付の創設により、要介護1の認定者が減少し、要

支援1・2の認定者が増加する傾向があらわれており、平成19年4月と平成20年4月の比較では、要介護1の認定者が112人減少したのに対し、要支援1・2の認定者は69人増加しているところでございます。

次に②ですが、アンケート調査につきましては、40歳から64歳までの市内在住の方300人、65歳以上の市内在住の方400人及び在宅で要支援または要介護の認定を受けている市内在住の方500人を無作為抽出し、計1千200人を対象に第4期高齢者福祉計画介護保険事業計画の基礎資料とするため、平成20年7月16日から8月31日までの間に実施したものでございます。アンケート調査票の配布及び回収につきましては郵送で行い、最終的な調査票の提出者数は624人、回収率は52.0パーセントでございました。アンケート調査の結果に基づき、各調査対象ごとに課題を取りまとめましたところ、40歳から64歳までの方の場合は、健康づくり・体力づくりへの関心を介護予防に結びつける方策、地域との関わりやボランティア活動等を始める、きっかけづくりの2点が挙げられ、65歳以上の方の場合は、日頃から地域の人々との交流を深めていくこと、日頃から積極的に外出し、活動するための支援と転倒予防対策、生活習慣病予防の情報提供と事業への参加促進、居宅重視の取り組みの4点が挙げられ、在宅で要支援・要介護認定を受けている方の場合、一人ひとりの状況に応じた多様な介護サービスの提供、介護者の負担軽減のための支援、災害時要援護者支援対策の3点が課題として挙げられているところでございます。

次に③ですが、第4期の介護保険事業計画につきましては、高齢化の進展による第1号被保険者の増加に伴う要支援・要介護認定者数の増加と、それに伴う介護サービス利用の増加を見込み、認定者が必要とする介護サービスを適正に利用することができるよう配慮して、策定したものでございます。

また、県内でも不足が見込まれる広域的な特別養護老人ホームの整備の推進、地域密着型サービスとして認知症対応型共同生活介護施設の整備及び夜間対応型訪問介護事業の新規指定を見込み、施設サービスを含めた介護サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

来年度から始まる第4期介護保険事業計画期間における介護サービス給付見込総額を第3期と比較いたしますと、介護報酬の改定等の影響もあり、約13億8千960万円、率にして18.9パーセントの増を見込むなど、介護保険料を引き上げざるを得ない状況となったところでありますが、保険料の算定に当たりましては、平成17年度の税制改正の影響で保険料段階が上がった方たちへの対応を含めて、保険料段階を現行の6段階から7段階に変更するなどの、きめ細やかな保険料設定をするものでございます。

次に④ですが、介護認定で要介護、要支援と認定される高齢者の3割程度は、高齢による衰弱や転倒、骨折、認知症などが原因と言われています。これは「廃用性症候群」と呼ばれるもので、生活習慣病と同様に、ある程度の改善・予防が可能です。

そこで、介護保険で要介護、要支援の認定を受けていない高齢者に、運動機能の向上を目指した運動教室を開催し、運動に関係する体の各部位の働きを理解し、日常生活の中で継続

して運動していくよう支援したり、口の中の健康の大切さについて講演会を開催するなどして、介護予防に取り組んでいるところでございます。

今後も、介護予防の教室や講演会を開催して、その普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項4. 教育の活性化については、後ほど教育長から答弁させます。以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（加藤多久美君）

質問事項2. 市民の政治意識高揚について答弁いたします。

(1)の①と②につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

各選挙の投票率につきましては、平成15年4月の千葉県議会議員選挙は30.78パーセント、8月の八街市議会議員選挙は55.78パーセント、11月の衆議院議員選挙は49.60パーセント、平成16年7月の参議院議員選挙は46.37パーセント、平成17年3月の千葉県知事選挙は38.86パーセント、9月の衆議院議員選挙は59.34パーセント、平成18年11月の八街市長選挙及び八街市議会議員補欠選挙は36.53パーセント、平成19年4月の千葉県議会議員選挙は29.42パーセント、7月の参議院議員選挙は49.72パーセント、8月の八街市議会議員選挙は49.38パーセントでございました。

選挙管理委員会では、市民の皆さんが選挙に関心を持たれるよう、常時の啓発として小学生を対象としたポスターや標語の募集、中学校では一般選挙と同様の方法で生徒会の選挙が行えるよう記載台や投票箱の貸し出し、新有権者となった新成人の皆様には成人式において投票への参加を呼びかける啓発物資を配布しております。

また、選挙時の啓発としては、市役所庁舎への懸垂幕設置、駅のホームから見えるよう北口駅前自転車駐車場への横断幕の設置、大型スーパー等での啓発や広報車による市内巡回啓発、防災行政無線の活用、選挙公報や広報やちまた等による投票への呼びかけを行っております。

なお、仕事等により投票日当日、投票できない方につきましては、期日前投票等の呼びかけを行っており、今後も投票率を上げるよう努めてまいりたいと考えております。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項4. 教育の活性化については、①、②は、関連がありますので、あわせて答弁いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うことが義務づけられたことから、本年度は平成19年度の教育委員会所管の事務事業のうち、各課等において重点的に取り組んだ15項目について点検・評価を実施いたしました。

結果につきましては、12月議会でご報告させていただいたとおりであり、全ての事務事業において初期の目的に沿って執行されており、概ね適正であったと判断いたしました。

この結果を踏まえて、基本的には継続した事業展開を前提として、21年度に向けた教育施策のより充実した展開を図ろうとするものであります。

教育施策でございますが、生涯教育の推進、学校教育の充実、社会教育の充実、スポーツ・レクリエーションの振興という4つの観点から定めております。

1つ目の主な施策として、生涯教育の推進では、「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる生涯学習を構築するために、生涯学習の基盤整備や学習支援体制の整備のため、地域コーディネータ講座の開設、インターネットの市ホームページを活用した学習情報のPR、生涯学習推進大会の開催等により生涯学習を効果的に推進してまいります。

2つ目の学校教育の充実では、生涯学習の視点から、たくましく、豊かな心を兼ね備えた幼児・児童・生徒の育成を目標として、幼小中高連携教育の継続的な展開と公開により、子どもたちの「生きる力」を培うとともに、「学力向上プロジェクト」を中心とした授業改善に取り組んでまいります。

また、学校評価を自ら行い、公表することにより、外部からの意見を取り入れ、学校改善を図ってまいります。さらに、よりよい学校環境整備のため、交進小学校プレハブ仮設校舎の改築事業、八街中学校耐震設計業務及び学校施設の耐震診断を実施してまいります。

3つ目の社会教育の充実では、市民の多種多様化するさまざまな学習課題に対応するため、市民との協働による活動拠点となる中央公民館、図書館、郷土資料館での学習機会の拡充を支援してまいります。

また、あらゆる機会を活用して、青少年健全育成都市宣言の周知、家庭教育学級の開催、放課後子ども教室の開催、高齢者学級の開催、さらに市民文化祭等、市民のさまざまなニーズに対応してまいります。

4つ目のスポーツ・レクリエーションの振興では、市民の健康づくりや体力づくりを目標として、スポーツに親しむ機会の拡充を図るため、市体育協会及びスポーツ少年団指導者の育成と指導に努めてまいります。

また、市民体育祭や各種スポーツ大会の開催、学校施設の開放等により、市民が気軽に参加できるような機会を提供してまいります。

なお、本年度に引き続き、スポーツプラザのテニスコートへの夜間照明の設置に向けた施設整備など、施設の充実にも取り組んでまいります。

次に、(1)③ですが、スポーツ振興課の移転につきましては、代表質問1、林政男議員に答弁いたしましたとおりでございますが、これまでも行事等において教育委員会内の連携を図りながら行っており、今後も同様の体制で市民サービスに努めていく所存であります。

○林 修三君

それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。いろいろとご答弁ありがとうございました。

まず、次世代育成支援行動計画についてであります。これは今年いっぱい、来年から新しく作られるということですが、まだ、そこまで至っていないという事情があるか

もしもませんが、この段階で、いわゆる4年間における評価とか、あるいはこれからの策定するに当たっての行動計画の課題を受けて、最も重点としようとしているのはどんなことか、もし、今わかりでしたら教えてください。

○市民部長（小倉 裕君）

ご質問につきましては、先ほど市長からの答弁にもありましたように、前期行動計画で策定した目標とする事業につきましては、ほぼ達成できたものと考えております。先ほど、林議員さんがおっしゃったように、7事業を挙げておりますけれども、ほぼ達成できたというふうに認識してございます。

また、後期における、重点とする事業・施策につきましては、前期で掲げてあります基本理念、子どもたちがいつも輝いて、明るく、健やかに育つ街を継承しつつ、策定してまいりたいと考えておりますが、現時点におきましては、特に特定した事業は定めてございません。これにつきましては、国からの行動計画策定指針に関する事項の中にも、前期行動計画の実績評価を踏まえて策定することとされていますことから、その評価と現在作業中のニーズ調査、これにつきましては、1月に一応アンケート調査ということで、対象としまして、就学前のお子さんのいる家庭1千人、それと1年生から3年生までのお子さんのいる対象家庭1千名、計2千名について調査をしましたが、今後、策定委員の皆様の意見を伺うとともに、関係部署との協議、検討の中で進めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

7つの項目について、ほぼ達成されたということで、大変よかったかなと思いますが、それでも、その中に幾つかの課題が、やはりあるのかなと思います。どうぞ新しいメンバーの中で、それらの課題、あるいは国のことを受けながら、話し合っていたきたいなというふうに思います。

それから、今ある次世代育成支援行動計画を策定するときも、あるべき地域の姿を明示し、具体的な取り組みを展開していくこと等について、うたっていたのではないかと思います。今、地域の弱体化の中で、このあるべき地域の姿を今後も、どう構築していこうとされているのか、担当部局のお考えをお伺いいたします。

○市民部長（小倉 裕君）

お答えします。国から示されました行動計画策定指針としまして、1つ、地域における子育ての支援、2つ目として、乳児及び幼児等の健康の確保及び増進、3つ目としまして、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、4点目としまして、子育てを支援する生活環境の整備、5点目で職業生活と家庭生活との両立の推進、6つ目として、子ども等の安全の確保、次に要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進などがございます。

市といたしましては、地域社会全体で子育てを支援する街づくりを目指しまして、全ての子育て家庭を対象としまして、子育てに関する相談や情報提供に努めるとともに、家庭と地域、行政など、地域全体で子育てを支援していく、基本となる施策の検討としてまいりたいと考えております。

○林 修三君

これまで作っていただいた行動計画が大変ご立派なものを作っていただいて、これが間もなく終わり、新しい行動計画が策定されるわけですが、ちょっと心配なのは、例えば幼児教育に関わる関係者の中でも、「ああ、こんないい行動計画があったんだ」ということを初めて知ったというような声も聞こえてきています。やはりもっと市民が、わかっていくことも必要だと思いますので、もちろんされていると思うんですが、いろんな形で、この啓発をしてほしいなど。難し過ぎても、ちょっとよくわからないなどという声も聞いておりますので、その辺を緩和しながら、ぜひ、いい行動計画ができ上がることをお願いし、期待しております。

それから、遊び場についてですが、たくさんのご意見をさせていただいて、本当に感謝いたします。これからも、今までのものに加えて、特に土曜日、日曜日、親子で遊べる場所、後継者的なことはなかなか難しいところがあると思うんですけども、その辺をもう一度緩和して、ご検討いただきたい。これも要望でございます。

それから、八街市の選挙投票率についてでございますが、ご答弁いただいて、ありがとうございます。ただ、大変これを見ましても、低いなどという感じがいたします。例えば、私が直接関係した八街市議会議員選挙、8月の投票率が49.3パーセント、半分も行かなかった。それは、立候補した私も悪いんでしょうけれども、やはりもっと、この選挙に対して関心が高まらないものかと。これが、ちょっと言い方は悪いですけども、この選挙の投票率の悪さが、税の滞納と何となく比例しているように思われるんですね。ですから、この政治をしている、あるいは活動している内容が見えるように、開かれていく、そういったことが一方で、そういう人の税の滞納とも関係して高まっていくのかなという気がします。これは何としてでもアップしていかなくちゃいけないことでもありますので、もちろん私も議会、開かれた議会をこれからまた目指していかなくちゃいけないことではあるんですが、それと同時に事務局は大変だと思いますけれども、今日、お話をいただいた広報、あるいは看板、宣伝カー、防災無線等、いろんな形で行われていますが、さらにいろんなことを試みていただくと同時に、今ある明るい選挙協議会というのでしょうか。そういったものを含めた、市民も参画した、いわゆる小委員会的なものでも設置して、打開策を講じていっていかなくちゃいけないのかなということ、これはお願い、要望でとどめておきます。どうぞ、ひとつ時間はかかろうと思いますが、投票率のアップに向けた取り組みをさらに取り組んでいただきたいと、このように考えます。

次に、介護予防についてですけども、重なって、重複するとは思いますが、八街市の財政運営上から見た、本市の高齢者介護保険事業の財政運営等の経緯と将来をどのように考えておられるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○介護保険課長（醍醐真人君）

介護財政の運営ということでございますが、来年度は平成21年度から23年度の第4期の介護保険事業計画、これの策定に当たりまして、この3カ年での介護サービスのどの程度

伸びるかとか、高齢者の人口がどの程度伸びる、要介護認定者がどの程度伸びると、さらには介護報酬の改定が、この4月から実施されると。そういうもろもろの状況等を勘案いたしまして、向こう3カ年のサービス料、それを補うための財源と比較検討しまして、今議会でも提案してございますが、介護保険料の改訂をお願いする次第でございます。

第3期と第4期を比較いたしまして、基準月額で5パーセント、187円引き上げたいということでやってございますので、ここでの引き上げをしていただければ、この見込んだ3カ年の中での財政運営につきましては、十分達成していけると考えております。ただし、その後、将来的な話になりますと、また、いろんな諸事情も変わってまいりますから、ここでは何とも申し上げられませんが、少なくとも制度ができてから、持続可能なものとしていく責務がございますので、この辺につきましても、将来的にも健全な保険財政が維持できるよう努めてまいりたいと、そう考えております。

○林 修三君

ぜひ、頑張ってくださいなと思いますが、ちょっと重複、あるいは横にそれるかもしれませんが、その介護を必要としている人の中で、現在、待機者というのか、八街市には何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

それは、特別養護老人ホームへの入居の待機者というふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

私が、今承知している数字では、たしか98人という数字で承知してございます。特別養護老人ホームにつきましては、今、市内に3カ所ございます。直近では、昨年10月に文違地区に入所、ベッド数29人ということでオープンしてございます。それを含めて3カ所ございます。その施設にも確認したところによりますと、10月オープンして、開所して1カ月するかしないかのうちに、もう満床という話で、もう既に入居を待っていらっしゃるというか、待機者がいらっしゃるというような話を聞いてございます。第4期の計画の中で、特別養護老人ホームの必要性といいますか、ある程度の整備は進めてまいりたいということで、計画上も、この3カ年の中で30床、30ベッド、整備を進めてまいりたいと。その数を見込んで、先ほど申し上げました計画を立てて、その財源等々も全て試算しながら計画を立て、30床の整備を進めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

今後、高齢者の高齢化率が、昨日から今日から、いろんな議員さんの質問の中で高まっていくというようなことが言われているわけですので、この介護を要する高齢者の方々は地域密着型を特に切望するんじゃないかと思っておりますので、そういった地域密着型の介護について、特に市内の関係の高齢者を優先的に扱って入居できるような体制を今後も進めていただきたいということを、これは要望でお願いしたいと思っております。

次に、先ほどアンケート調査のことで、ちょっとお伺いしましたが、アンケートの集約が52パーセントだったと聞きましたが、これは何かちょっと低いような気がしますけれども、

そうでもないんですか。大体こんなものですかね。

○介護保険課長（醍醐真人君）

回収率につきましては、52パーセントということをごさいますて、低いか、高いかというの、ちょっと一概に何とも言えませんが、たしか前回の調査の数字も、たしか50数パーセントだったと承知してごさいますし、多分、市のほかの諸計画の中でアンケート調査を実施しますが、例えば総合計画とか、そういうもののアンケート調査の回収も、多分50とか、60とか、その辺にならざるを得ないのかなと。私個人的には、その52という数字は高くはごさいますませんが、決して低いとも考えてはごさいますせん。

○林 修三君

八街の選挙の投票率をはるかに超えていますから、高い数字ととります。ただ、ここで高齢者介護計画のこの具体的な施策や、これがアンケート調査等から市民要望、今後どのように組み入れられていくのか等について、お考えをお伺いいたします。

○介護保険課長（醍醐真人君）

アンケート調査につきましては、施策を推進するためのあくまでも基礎資料と考えてごさいます。例えば、今回アンケート調査した中の1項目で、65歳以上の方々へのアンケートの中の1つの項目でごさいますけれども、介護が必要になったときに、どのような介護を希望されますかと、そういう設定をしましてところ、介護保険などのサービスを利用しながら自宅で生活を続けたいと、そういう回答が、その設問の中で多かったようでごさいます。一例でごさいますけれども、そういうことを踏まえながら居宅系、いわゆる自宅に住まいながらサービスを利用して、自宅で生活していく、継続できると、そういう居宅系のサービス、例えば訪問介護サービスとか、あるいは通所、施設の方に通ってサービスを受けるとか、そういう居宅系のサービスの充実を図ると。そういうことを進めながら、先ほど議員さんがおっしゃった、地域密着型のサービス、市民が優先的に使えるサービス、そういうものの整備も推進をしながら、さらには、一部重複しますが、そうは言いながらも居宅での生活が、いろんな諸事情からは無理だと、難しいという方々に対する施設サービス。特別養護老人ホーム等の施設サービスにつきましては、ご承知かと思ひますけれども、整備をすれば、それなりの経費がかかります。ですから、この辺の整備を進めるには慎重にならざるを得ませんが、そうは言ひましても、この3カ年の中で、ある程度の数につきましては、ベッド数の整備を進めてまいりたいと、そういうこともあわせまして、この計画に盛り込んだところでごさいますので、アンケート調査はあくまでも基礎資料とはしますが、可能な限り、その計画の中に反映させていきたいと、そう考えております。

○林 修三君

大変ありがとうございます。少子高齢化という、いわゆる特異な社会現象にあつて、これからの高齢者介護施策については、さまざまな課題が、今お話を聞いても想定されます。一方で、午前中の誠和会の山本義一議員の質問にもありました答えの中に、高齢者は今17.3パーセントが、平成26年には21.5パーセントにまで上がるということで、いわゆる

高齢者の介護の問題、高齢者は総合的な問題が多いんですが、特に介護の問題を含めて大変大きな問題になっていくんじゃないかと。ぜひ、高齢者の方々が生活への不安を抱えずに、将来に希望の持てる老後社会の構築を目指していかれることを切に要望したいと思います。いろいろありがとうございます。

次に、平成18年に改訂されました教育基本法の中で、先ほどの述べましたが、第10条に家庭教育という言葉が新設されて、2項では、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるように努めなければならないとあります。八街市として、具体的にこれをどのように捉えて、今後どのように考えていくのか。ちょっとお伺いいたします。

○教育次長（尾高幸子君）

家庭教育の充実ということのご質問でございますが、現在、教育委員会では家庭教育の充実を図るために、幼小中で15の家庭教育学級を開催しております。そこでは、全市民を対象とした家庭講演会、あるいは家庭教育指導員による家庭教育相談も実施しております。特に各学校等に学級を設けて実施している家庭教育学級の充実を図るために、家庭教育指導員が計画の段階から相談を積極的に受けるとともに、講師情報を充実したものと提供することで、学級の内容の充実に努めております。

また、本年度より家庭教育学級の学級長会議を5月と10月と1月の合計3回実施いたしまして、情報の交換などを行うことによりまして、学級運営の充実を図ることができております。また、学級の参加人数を増やすためには、各小学校の入学説明会にも出向いて、学級長とともにPRを行っているところでございます。

これら、平成21年度も家庭教育に関する学級や講演会等をより一層充実されるための工夫や改善をし、家庭教育の支援をしてまいりたいと考えております。

○林 修三君

今日は雨が降っておりまして、朝ちょっと交通指導をしておりましたが、非常に車で送っていく保護者が多いと。過保護現象といつては言い過ぎですけども、気持ちはわかりますけれども。その中で、よく見ていると、お子さんを後部座席にお乗せになって、学校までお運びいただいているという現象があります。こういったことや、あるいは土曜日に特別に授業をして、午後授業が続くので給食はありませんので、お弁当を持参の日なんですが、何人かの子がお弁当を持ってうれしそうに学校へ行く子と、本当に何人かの子どもですが、何も持たずに行く子がいたので、聞いてみますと、うちのお父さんが10時頃授業を見に来るから、そのときに一緒に弁当を持ってくるんだという答えが返ってきました。これは、いい、悪いは言えませんが、私は子どもの頃は親の作った弁当がうれしくて、教科書以上に勇んで持っていった記憶がございます。こういうことを考えると、家庭教育、いわゆる親の考え方も含めて非常に課題が多いような気がいたします。あまりにも他者に責任を転嫁する大人が多くなっているような気もいたします。家庭教育の充実は、以前にも増して非常に重要な課題じゃないかなと。冒頭に申しました孤独の世界、あるいは個人の世界等が多くなってい

るのも、こういう取り巻く大人のあり方が非常に重要な気がいたします。幼稚園の保護者が迎えにくる時間だとか、保育園での保護者が集まる行事のときに工夫するとか、PTA活動の重点に具体的に取り組んでいくようなことを行政側から働きかけて、親教育、家庭教育の充実をぜひ取り組んで、教育基本法でも具体策として求めていることですので、積極的な家庭教育支援策について要望いたします。

次に、教育委員会の評価・点検。今回は15項目ということでしたが、この予算と直結するものが、ちょっとなかったような気もするんですが、この辺について、もう一度お伺いいたします。

○教育次長（尾高幸子君）

改めて予算に直結という言葉は使っておりませんが、先ほど教育長の方から答弁させていただいた中に、その項目を掲げさせていただいております。

○林 修三君

やはり新しい教育施策を作るときには、そういった評価・課題等を十分に検討させていただきながら、それが、その予算計上にも盛り込んでいくことが望ましいのかなという気がいたします。というのは、昨日、林政男議員の行政評価シート等の質問に対しまして、長谷川市長さんは、次年度の計画、予算等に活かすことが重要であるという評価感を述べられておりました。まさしく、私はそのとおりだと思います。これは、また今後とも点検・評価を行われると思いますけれども、それを今後も多岐にわたって評価して点検していただくと同時に、予算と施策とが結びついていくことを、していないとは申しません。さらにしていかれることを望みます。

最後にスポーツ振興課がプラザに移転されて、教育委員会内の連携、報告や相談はどのようにされていくのかについて、もう一度お伺いいたします。

○教育次長（尾高幸子君）

教育委員会内の連携ということのご質問でございますが、教育委員会では、現在、毎月月末に教育委員会課長会議を開催しております。その中で翌月の各課の予定、各課の懸案事項、あるいは諸問題についての話し合いをしております。これらのほかにも、常時相談体制をとることによりまして、情報を共有しております。今後も、この連携を図っていきながら、市民サービスに努めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

ぜひ、頑張って、そのようにお願いしたいと思います。

ちょっと余談になりますけれども、私が、ある施設にちょっと5時を過ぎて6時頃だったのでしょうか。行ったときに、これについてちょっとどうなっているんですかということ聞いたときに、「私は正式な職員じゃないから、よくわかりません」という答えが来ちゃったんですよ。困ったなど、正式な職員じゃないといっても、ここで働いているわけですから、それは私でよかったと思いますけれども、ほかの市民だったら怒るんじゃないのかなと思っただけなんですけれども、そういう、いわゆるよくない表現でいうと、お役所的なところがあって

は、私はならないなと思っておりますけれども、どうぞ教育委員会は4つの課から成り立っているわけです、これはもちろんですよ。いろいろな行事を委員会に全職員が出て、ともに取り組んでいる姿もよく見ておりますが、どうぞプラザに移られても、「それについてはよくわからないんです」とか、「私どもスポーツ振興課のことではありませんので」というようなことは出ないように、ぜひ、一層連携を深められて、せめて教育委員会内のことについては、職員のだれでもが答えられ、市民の信頼を高めてくださる。特に外に行かれますので、そこのところだけ強くお願いしたいなと、このように思います。

大変長い時間、ありがとうございました。これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終了したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日28日から3月1日までの2日間を休日のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

明日28日から3月1日までの2日間、休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月2日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 4時47分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件